

CLAIR REPORT No.486

日中の友好都市交流の現状と課題

CLAIR REPORT NO. 486 (September 18, 2019)

(一財) 自治体国際化協会 北京事務所

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御叱責を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

はじめに

日中関係にとって 2017 年は日中国交正常化 45 周年、2018 年は日中平和友好条約締結 40 周年という 2 つの大きな節目を迎えた。2018 年 5 月には中国の李克強首相が日本を公式訪問し、「両国関係は正常な軌道に戻った。今後、新たな発展を得て長期に渡る安定した健全な発展を目指すべき」と述べた。10 月には日本の首相としては 7 年ぶりとなる安倍晋三首相の訪中が実現し、日中関係は「競争から強調へ」を基調とし、新たな高みへと着実にその歩みを進めている。

また、両国の首脳により、2019 年を「日中青少年交流推進年」とすることが合意された。今後 5 年以内に 3 万人の青少年交流を実現することとされ、日本政府は今年 1 月 1 日から中国大学生等を対象にしたビザの緩和を開始した。2018 年の訪日中国人観光客は約 838 万人と過去最高を記録したが、今後、青少年を中心として日中両国間の国民交流がますます活発になることが期待されている。

両国の交流推進が期待される中、国交正常化直後の 1973 年に神戸市と天津市の提携から始まった日中間の友好都市交流についても、活発化の機運が高まっている。2018 年 5 月に北海道で開催された「第 3 回日中知事・省長フォーラム」には両国首相が出席し、安倍首相は同フォーラムにおいて「地方交流は、日中関係がどのような状況にあるときでも、常に友好の源として両国の絆を途切れることなくしっかりとつなぎとめ、一つの世代から次の世代へと受け継がれてきた」と評価したうえで、「両国が共に直面している深刻な課題である少子高齢化を克服するためには、地方の活性化が不可欠」と述べた。

本レポートは日中の友好都市交流について、両国における定義や歴史、現状などを紹介するとともに、両国で実際に友好都市交流を担当する職員の声を紹介することで、日中両国の対比をしながら、その現状と課題を考察したものである。日中両国の関係は一衣帯水の「隣国」であり、日中関係が将来に渡って健全に発展する為に、友好都市交流が果たす役割は今後ますます重要になるものとする。本レポートが日本と中国の交流に携わる地方自治体職員や、関係者の方々に少しでも役立てば幸いである。

目 次

概要	1
第1章 日本における友好都市交流	2
第1節 友好都市交流の定義と歴史	2
1 定義	2
2 歴史	2
3 友好都市提携数の推移	4
4 友好都市提携の契機	5
第2節 友好都市交流を行う関係組織	6
1 地方自治体	6
2 在中国地方自治体事務所	9
3 国際交流協会	11
4 日本中国友好協会	12
5 その他民間組織の交流	13
第3節 日中友好都市交流の内容	15
1 交流内容と交流事業件数の推移	15
2 近年の交流状況	17
3 首長等の訪中状況	18
第4節 友好都市提携数の伸び悩みとその要因	21
1 現状	21
2 地方自治体の意向	21
3 対中国感情	23
4 特定の分野での提携	24
第5節 まとめ	25
第2章 中国における友好都市交流	26
第1節 友好都市交流を行う関係組織	26
1 地方政府	26
2 中国人民対外友好協会	27
3 中国日本友好協会	29
4 中国国際友好都市連合会	30
第2節 中国の友好都市交流の定義と手続	31
1 定義	31
2 手続・方針	32
3 地方政府における規定	33
4 友好都市と友好合作関係都市	34
第3節 中国の友好都市交流の現状	34
1 友好都市の数	34

2 中国国際友好都市大会	36
第4節 まとめ	37
第3章 友好都市交流の業務に携わる担当者へのインタビュー	39
第1節 日本の地方自治体における担当者の回答	39
第2節 中国の地方政府における担当者の回答	41
第3節 まとめ	45
第4章 日中の友好都市交流における課題と対策	47
第1節 課題	47
1 日中関係の影響	47
2 住民の対中意識	48
3 交流目的の違い	48
4 行政体制等の違い	49
第2節 対策	50
1 交流機会の確保	50
2 情報発信の工夫	51
3 おわりに	52

概要

1972 年の日中国交正常化を契機に、両国は新しい二国間関係へ入り、翌年には神戸市と天津市で初めて地方都市間で友好交流提携が結ばれた。友好都市の提携数を毎年調査している一般財団法人自治体国際化協会（以下、「当協会」と言う。）の統計では、2018 年 12 月末現在で、364 件の友好都市提携が結ばれている。

364 件というのは国・地域別で第 2 位の提携数であり（第 1 位はアメリカ合衆国の 454 件）、数字上では、日中の地域間における友好交流は盛んであることが窺える。しかし、ピーク時の 1994 年には年間 25 件だった新規提携数が近年は低水準が続いており、直近 3 カ年では 2016 年 0 件、2017 年 1 件、2018 年 0 件という結果であった（アメリカ合衆国では同じ 3 年間で計 11 件の新規提携数があった）。

日中の提携数が伸び悩んでいるのは何故なのか。時代の変化に伴い、日中双方で友好都市に求めるものが違ってきたのか、それともどちらかに問題があるのか、あるいはもっと別の理由があるのだろうか。この状況に際し、今般「日中の友好都市交流の現状と課題」と題して取りまとめた。

まず、第 1 章では、日本における友好都市交流の定義や現状等について記述する。

次に、第 2 章では、中国における友好都市交流の定義や現状等について記述する。

続いて、第 3 章では、実際に友好都市交流に携わっている日中双方の担当者にインタビューを行い、考え方や対応の違い等について分析する。

最後に、第 4 章では、日中の友好都市交流の課題について整理し、それに対しどのような対策があるのか考察を行い、まとめとする。

第1章 日本における友好都市交流

第1節 友好都市交流の定義と歴史

1 定義

日中の地域間における友好交流の現状について論じる前に、まず、日本における友好（姉妹）都市提携の定義について明確化したい（中国側の定義については第2章で述べる）。中国との間で締結される友好（姉妹）都市については、姉妹都市という呼称ではどちらが姉でどちらが妹かという上下関係の議論を招く恐れがあるため、「友好都市」という名称が広く用いられている。そのため、本論では「友好都市」という名称で統一する。また、日本の地方公共団体及び地方議会を「地方自治体」で統一するとともに、日本の地方公共団体の執行機関としての性格を有する中国の地方人民政府は「地方政府」で統一する。

友好都市とは、法律によって定義付けられた用語ではないが、（一財）自治体国際化協会（以下、「当協会」という。）では、以下の条件を全て満たすものを友好都市として取り扱うこととしている¹。地方自治体間においては同定義が広く認知されているものとして、本論ではこれを採用することとする。

- ① 両首長による提携書があること
- ② 交流分野が特定のものに限られていないこと
- ③ 交流するに当たって、何らかの予算措置が必要になるものと考えられることから、議会の承認を得ていること

このように、首長間でなされた合意に基づき実施される幅広い交流について、住民を代表する議会が承認するという、民主主義に基づいた合意形成を「友好都市提携」として定義している。同定義に基づく提携数²は2018年12月末時点で1,734件、うち中国との提携は364件のほり、この数字は454件のアメリカに次ぐ第2位の提携数である。

友好都市提携を結んだ地方自治体及び地方政府が、さらなる友好関係の深化に向け、文化・教育・経済など様々な分野の交流を行っていくこと、これを本論では「友好都市交流」として定義することとする。

2 歴史

今では友好都市という言葉は広く知られるようになったが、この友好都市提携はどのような経緯から結ばれることとなったのか。日本における友好都市提携の始まりは、1955年12月に長崎市とアメリカ合衆国ミネソタ州セントポール市が締結したものとされる。1955年5月、日本国連協会代表ウィリアム・G・ヒューズ氏からの斡旋申し入れに発し、数度にわたる折衝の末、同年12月に両市議会において姉妹都市提携に関する可決がなされた。敗戦から10年

¹ （一財）自治体国際化協会 姉妹自治体提携 Q&A <http://www.clair.or.jp/j/exchange/shimai/ans01.html>

² （一財）自治体国際化協会 相手国・地域別姉妹提携数 <http://www.clair.or.jp/j/exchange/shimai/countries/>

が経過したとはいえ戦争時の記憶が色濃く残るなか、かつ原子爆弾が投下された長崎市を相手に、セントポール市が姉妹都市提携を望んだ理由を、毛受敏浩氏は著書³の中で次のように分析している。姉妹都市提携の決議書において「われわれミネソタ州セントポール市議会はすべての国民間の国際平和と理解を増進するためにわれわれの役割を遂行したいと思う…（略）…此の都市提携はこれら両都市間の文化的であり、且つ相互応答を可能ならしめる媒介物となる、本市議会は、都市提携は国際理解を都市水準に於て増進する最善の方法であると信ずる」と、「平和の構築と理解の増進の重要性について謳っている」と指摘するとともに、「議決は 1995 年 12 月 7 日になされているが、12 月 7 日はアメリカにとって真珠湾攻撃の日でもある。日米の戦争の始まった日に日本と最初の姉妹都市提携を行うことを決めたセントポール市の平和構築についての強い意志を読み取ることができる」と毛受氏は指摘する。つまり、姉妹都市提携とは平和の構築を求める両者の希求が形となって表現されたものであり、当初の姉妹都市提携の根底にあったものは「平和」であったと言えるだろう。姉妹都市提携の意義については、旧自治省からも言及がなされており、平成元年（1989 年）2 月 14 日付け自治画第 17 号「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について」⁴では、姉妹都市提携は「相互理解や国際親善の増進、地域の振興・活性化、さらには国際社会の平和への貢献といったことが期待される」と述べられている。姉妹都市提携の目的は多様化しているものの、今なお「平和」という理念は失われていないと考えられる。

では、中国との友好都市提携においても平和の理念は根底にあったのだろうか。中国と日本の友好都市提携の第 1 号は、1972 年に神戸市と天津市の間で締結されたものである。これは、中国にとって初めての外国の都市との友好都市提携でもあった。神戸港は、歴史的にも貿易港として高いプレゼンスを有し、諸外国と日本をつなぐ道として栄えていた。とりわけ、中国との関係では 1930 年代の日本の対中国貿易の 3 割から 4 割が神戸港で扱われ、多数の華僑が神戸市で商工業を営み、総領事館も設置された。神戸市は中国との関係を語るうえで、地理的・歴史的にも重要な拠点であった⁵。このような経緯から、1971 年に宮崎辰雄神戸市長は早期の日中国交回復と、国交回復後は中国の都市と連携したい意向を表明し、郭沫若中日友好協会名誉会長及び廖承志同協会会長などの関係者にその希望を伝えた。そして 1972 年の国交回復後、日中友好青年少年水泳訪中団長として訪中した宮崎市長は周恩来首相と会見し、提携希望を伝えたところ、天津市を推薦された事を受け、1973 年 5 月に「神戸市訪中代表团」が天津市を訪問した。このとき、友好都市の名称を使用すること、両国人民の末代まで友好を発展させること、互惠平等の原則に基づき実現可能なものを着実に実行することが合意⁶された。そして 6 月に宮崎市長が訪中し、天津市人民礼堂において提携式が行われた。

この友好都市提携の過程では、歴史的な結びつきに基づいた平和・友好交流の構築という点が念頭にあったと考えられる。「両国人民の末代まで」と後世をも念頭においた言葉が用い

³ 毛受敏浩「姉妹都市挑戦 国際交流は外交を越えるか」本郷書店 2018 年 16 頁

⁴ 総務省 HP「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について」

http://120.52.51.13/www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b1.pdf

⁵ （一財）自治体国際化協会 姉妹（友好）提携情報 <http://www.clair.or.jp/j/exchange/shimai/data/detail/1176>

⁶ 神戸・天津経済貿易連絡事務所 HP 友好都市交流のあゆみ

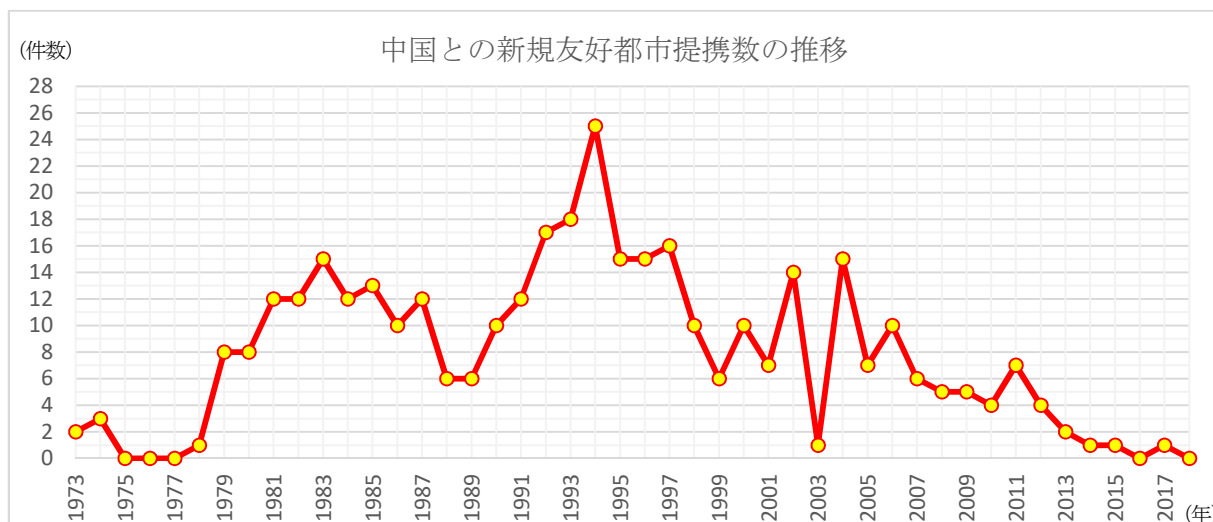
<http://www.tj-kobe.org/ja/twin-cities/>

られたことは、両国が戦争等によって平和が破壊されないよう恒久的な友好関係を作り上げていくという覚悟の現れといえるだろう。

3 友好都市提携数の推移

中国との友好都市提携の始まりは上述のとおりであるが、日中間における 1973 年以降の友好都市提携数はどのように推移したのだろうか。

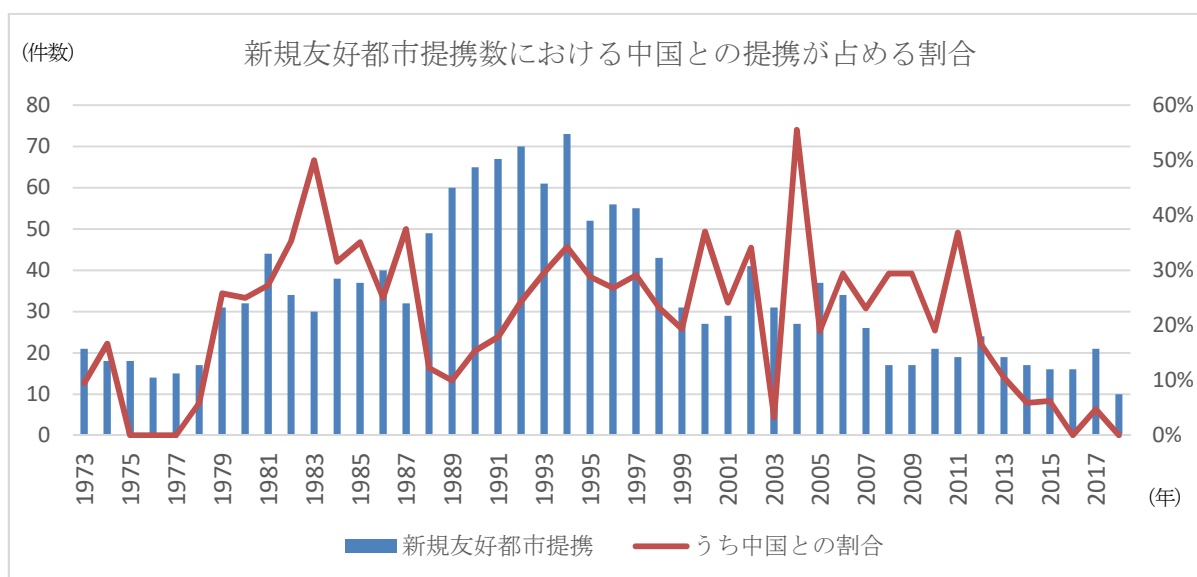
図表 1－1



※当協会の調査資料（姉妹都市提携情報）をもとに筆者作成

年代ごとの新規友好都市提携数は、1970 年代に 14 件、1980 年代に 106 件、1990 年代に 144 件、2000 年代に 80 件、そして 2010 年から 2018 年までに 20 件となっている。1994 年に最も多い 25 件の新規提携が結ばれ、2013 年以降は 0 から 2 件で推移している。

図表 1－2



※当協会の調査資料（姉妹都市提携先検索システム）をもとに筆者作成

全ての国を対象とした新規提携数も 1994 年以降減少傾向にあり、2008 年以降は 20 件前後で推移している。新規提携のうち、中国の地方政府との提携が占める割合は 2014 年以降、低調に推移しているところである。

4 友好都市提携の契機

364 件もの友好都市提携があれば、友好都市提携先との提携の契機も多種多様である。神戸市と天津市の提携のように、政府首脳からの紹介で交流がスタートしたものもあれば、地元の産業や風土等が類似する都市を調査し、相手都市に対して直接交流を打診したことで交流が開始したものもある。当協会の調査結果をもとに、中国の地方政府との友好都市提携の契機を以下のとおり整理した。

- ① 都市への訪問または受入れがきっかけとなったもの
- ② 行政機関や交流団体、有力者等の紹介によるもの
- ③ 歴史的なつながりによるもの
- ④ 市民交流によるもの
- ⑤ 都市の類似点等を調査のうえ、交流を打診したもの
- ⑥ 地元企業の中国の地方都市への進出が縁となったもの
- ⑦ 都道府県と省級地方政府の提携が縁となったもの
- ⑧ 学校交流が縁となったもの
- ⑨ その他（トキの繁殖、絵画の交換、交流基金の寄付先など）

①について、例えば北海道伊達市は、福建省漳州市幹部を含む福建省訪問団が伊達市を訪問し、交流の中で漳州市から友好都市提携について積極的に推進したいとの意向が示されたことで提携に向けた協議が始まった。伊達市のように視察がきっかけで接点生まれ、交流が始まる事例は多く見られる。

②について、1980 年 1 月及び 7 月に千葉県柏市長を団長とする日中友好柏市民訪中団が訪中した際、孫平化中国日本友好協会秘書長から河北省承德市を紹介され、両市市長が懇談する機会を得たことを契機に、承德市長から柏市長あてに「今後両市民の往来を盛んにし、相互理解を深めたい」旨の書簡が届き、両市の交流が始まった例が挙げられる。仲介者として、後述する中日友好協会や、茨城県鹿嶋市の事例のように日中友好協会がその役割を果たす事例が見られる。

③について、例えば福井県と浙江省の事例が該当する。浙江省寧波市にある天童寺は、福井県にある大本山永平寺の開祖道元が修業をした寺であり、また、浙江省紹興市出身の魯迅は、日本留学の際、福井県芦原町出身の藤野厳九郎医師と師弟関係にあった。こうした歴史的な接点から、1987 年に福井県が浙江省に友好交流を打診したことで、交流が始まった。このような地域ゆかりの人物が縁となり結びつく例のほか、新潟県柏崎市のように、1825 年に四川省

峨眉山市から「峨眉山下橋」と刻まれた木柱が漂流のすえに柏崎宮川の浜に流れ着き、これを聞いた良寛が漢詩を詠んだ故事をもとにして、1990年に峨眉山市に良寛が詠んだ漢詩の詩碑を建立し、交流が始まった事例もある。木柱が6,000kmも離れた土地に流れ着いたという縁が、180年後に友好都市提携という形で結ばれたという点では興味深い事例である。

④について、例えば秋田県象潟町（現にかほ市）の象潟町日中友好協会の代表団は、松尾芭蕉の「奥の細道」で「象潟や雨に西施がねぶの花」と取り上げられた中国四大美女の一人と称される西施の遺跡を求め、浙江省諸暨市を訪問し、現地で植樹を行ったことから民間交流が始まり、その後地方都市間の交流も始まった事例が挙げられる。民間主導での交流においては、各市町村の日中友好協会等の民間団体が主体的な役割を果たしている。

⑤について、石川県金沢市の例では、中国との友好都市提携を検討するにあたり、金沢市が有する美しい庭園、古い歴史、伝統工芸等の類似点を調査した結果、江蘇省蘇州市が浮かび上がり、1978年に蘇州市へ交流希望を打診した。同様の事例では岡山県倉敷市のように、有識者による中国友好都市調査委員会を設置し、浙江省鎮江市と交流のうえ、提携したところも見られる。

⑥について、例えば浙江省杭州市の代表団が、杭州市に合弁会社を設立している埼玉県狭山市内の企業を視察後、狭山市と経済交流懇談会を開催したことが交流の始まりとなっている。

⑦について、中国の省級地方政府と友好都市提携を結んだ都道府県が、提携先の省級地方政府が管轄する地級・県級の都市との交流を仲介する事例や都道府県による友好都市交流団に市区町村幹部が随行し、交流する中で、地級・県級の都市と結びつく事例である。また、友好都市である東京都と北京市では、23区と北京市内の区で友好交流を推進したいとの提案を受けて、目黒区等の区で交流が始まった事例も見られる。

⑧について、例えば長野県飯山市の旧飯山市立第一中学校は、相互理解・親善及び国際理解の推進等を図ることなどを目的に、2001年に深圳外国語学校と交流協定を締結し、生徒の相互派遣等を通じた学校交流を実施してきたが、飯山市側が学校交流以外の交流（観光、経済、文化等）を進めていくことを深圳市に打診したことで、同市内にある福田区との交流が始まっている。

⑨について、①から⑧までの区分に該当しないものを便宜的に「その他」とした。例えば新潟県の新穂村（現佐渡市）は、1985年に陝西省洋県からトキの提供を受け、トキの野生復帰の取組を進めたことで交流が生まれ、トキの保護という共通の目的をもとに友好都市提携が結ばれた。

第2節 友好都市交流を行う関係組織

続いて、第2節では、実際に友好都市交流を行う日本側の組織や団体について紹介する。

1 地方自治体

まず、都道府県・政令指定都市では、一般的に友好都市交流を所管する部署は「国際課」「国際交流課」「国際政策課」等の名称で設置されている（図表1-3及び1-4）。行政組織上は

首長直轄、観光・商工系部門、企画・政策系部門、生活・環境系部門などの下に置かれていることが多く、各地方自治体の政策や方針によって異なっている。また、対象国ごとに担当者が割り当てられているのが一般的である。

次に、ほかの市区町村では、人口や地域性などによって千差万別ではあるものの、概ね地方自治体の規模によって組織形態を大別することができる。県庁所在都市や中核市など比較的大きな市、友好都市交流・国際交流に積極的な市区町村では、「国際課」等の部署を設置し、対象国ごとに担当者を割り当てている地方自治体が多い。さらに規模の小さな市区町村においては、複数の業務を所管する部署の中の一業務として行われていることが多く、例えば、秘書・広報系、観光・商工系、企画・政策系、生活・環境系等を所管する部署の一係あるいは一職員が複数国の友好都市交流に関する業務を担当しているのが一般的である。

図表 1－3

(1) 都道府県で友好都市交流を所管する組織 (2018 年 4 月現在)

地方自治体	部局名	課・室名
北海道	総合政策部 国際局	国際課国際交流室
青森県	観光国際戦略局	誘客交流課
岩手県	政策地域部	国際室
宮城県	経済商工観光部	国際企画課
秋田県	企画振興部	国際課
山形県	観光文化スポーツ部	インバウンド・国際交流推進課 国際交流室
福島県	生活環境部	国際課
茨城県	県民生活環境部	国際交流課
栃木県	産業労働観光部	国際課
群馬県	企画部	国際戦略課
埼玉県	県民生活部	国際課
千葉県	総合企画部	国際課
東京都	政策企画局 外務部	管理課
神奈川県	県民局 くらし県民部	国際課
新潟県	知事政策局	国際課
富山県	総合政策局	国際課
石川県	観光戦略推進部	国際交流課
福井県	産業労働部	国際経済課
山梨県	観光部	国際観光交流課
長野県	県民文化部	国際課
岐阜県	商工労働部 観光国際局	国際交流課
静岡県	知事直轄組織 地域外交局	地域外交課
愛知県	政策企画局	国際課
三重県	雇用経済部	国際戦略課
滋賀県	商工観光労働部 観光交流局	国際室
京都府	知事直轄組織	国際課
大阪府	府民文化部 都市魅力創造局	国際課
兵庫県	産業労働部	国際交流課

奈良県	知事公室	国際課
和歌山県	企画部 企画政策局	国際課
鳥取県	観光交流局	交流推進課
島根県	環境生活部	文化国際課
岡山県	県民生活部	国際課
広島県	地域政策局	国際課
山口県	観光スポーツ文化部	国際課
徳島県	商工労働観光部	国際課
香川県	総務部 知事公室	国際課
愛媛県	経済労働部 観光交流局	国際交流課
高知県	文化生活スポーツ部	国際交流課
福岡県	企画・地域振興部 国際局	国際政策課
佐賀県	地域交流部	国際課
長崎県	文化観光国際部	国際課
熊本県	商工観光労働部 観光経済交流局	国際課
大分県	企画振興部	国際政策課
宮崎県	商工観光労働部	オールみやざき営業課
鹿児島県	P R ・観光戦略部	国際交流課
沖縄県	文化観光スポーツ部	交流推進課

図表 1 - 4

(2) 政令指定都市で友好都市交流を所管する組織 (2018 年 4 月現在)

地方自治体	部局	課・室
札幌市	総務局 国際部	交流課
仙台市	文化観光局	交流企画課
さいたま市	経済局 商工観光部	観光国際課
千葉市	総務局 市長公室	国際交流課
横浜市	国際局 国際政策部	国際連携課
川崎市	総務企画局 総務部	庶務課 国際担当
相模原市	総務局 渉外部	シティセールス・親善交流課
新潟市	観光・国際交流部	国際課
静岡市	観光交流文化局	観光・国際交流課
浜松市	企画調整部	国際課
名古屋市	観光文化交流局 観光交流部	国際交流課
京都市	総合企画局	国際化推進室
大阪市	経済戦略局 立地交流推進部	国際担当
堺市	文化観光局 国際部	国際課
神戸市	市長室 国際部	国際課
岡山市	市民協働局 市民協働部	国際課
広島市	市民局 国際平和推進部	国際交流課
北九州市	企画調整局 国際部	国際政策課
福岡市	総務企画局 国際部	国際交流課
熊本市	政策局 総合政策部	国際課

2 在中国地方自治体事務所

次に、各地方自治体が中国における活動拠点として設置している在中国地方自治体事務所を紹介する。2019年3月現在、中国（香港特別行政区含む）には83の事務所が存在しており、地方自治体によって若干の違いはあるものの、概ね以下のような業務を行っている。

- ① 観光分野
インバウンド対策、航空路線やクルーズ船等の誘致、観光展等への出展
- ② 経済分野
県内企業の中国ビジネス支援、特産品の販路拡大、商談会等への出展
- ③ 交流分野
友好交流都市や学校間交流等の実施、支援
- ④ 情報収集
貿易や輸出入に係る情報収集、市場調査
- ⑤ その他
都道府県人会活動など

組織形態としては、主に単独開設、職員派遣、委託という3つのパターンに分かれる。

まず、最も多い単独開設の場合、一般的に日本人が1、2名、中国人（現地スタッフ）が1、2名という組織体制が多い。同じ日本人駐在員でも派遣元が違う場合もあり、例えば県と地方銀行の職員が1名ずつ、県と市の職員が1名ずつという事務所もある。このような事務所では、県職員が観光分野を担当、地方銀行職員が経済分野を担当というように、分野ごとに業務を分担し、効率化を図っている事例も見られる。

次に、職員派遣の場合は、日本人1名、現地スタッフ1名が一般的な体制だと言える。このパターンでは、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）や一般財団法人日中経済協会と派遣契約を結び、これらの事務所内に各事務所（室）を設置している。

最後に、委託の場合は、これは地方自治体から中国への職員の派遣は行わず、現地の中国企業や、中国に進出している地方銀行等に業務委託をしているパターンである。「サポートデスク」等の名称で設置されていることが多い。

図表1－5

在中国地方自治体事務所等の一覧（2019年3月現在）

地域	形態	地方自治体名	機関名等
上海	単独	1 福島県	福島県産業振興中心上海代表処（福島県上海事務所）
		2 茨城県	茨城県国際交流協会上海代表処（茨城県上海事務所）
		3 群馬県	群馬県産業支援機構上海代表処（群馬県上海事務所）
		4 福井県	福井県産業支援中心上海代表処（福井県上海事務所）
		5 長野県	長野県中小企業振興中心上海代表処（長野県上海事務所）

		6	岐阜県	岐阜県産業経済振興中心上海代表処（岐阜県上海事務所）
		7	静岡県	静岡県国際経済振興会上海代表処（静岡県上海事務所）
		8	愛知県	愛知産業振興機構上海代表処（愛知県上海事務所）
		9	大阪府	大阪産業振興機構上海代表処（大阪府上海事務所）
		10	徳島県	徳島産業振興機構上海代表処（徳島県上海事務所）
		11	福岡県	福岡県中小企業振興中心上海代表処（福岡県上海事務所）
		12	長崎県	長崎県貿易協会上海代表処（長崎県上海事務所）
		13	熊本県	熊本県貿易協会上海代表処 （熊本上海事務所：熊本県・熊本市共同事務所）
		14	宮崎県	宮崎県物産貿易振興中心上海代表処（宮崎県上海事務所）
		15	鹿児島県	鹿児島県特産品協会上海代表処（鹿児島県上海事務所）
		16	沖縄県	沖縄県産業振興公社上海代表処（沖縄県上海事務所）
		17	横浜市	横浜企業経営支援財団上海代表処（横浜市上海事務所）
		18	大阪市	大阪国際経済振興中心上海代表処（大阪市上海事務所）
		19	神戸市	神戸国際協力交流中心上海代表処（神戸市上海事務所）
		20	北九州市	北九州貿易協会上海代表処（北九州市上海事務所）
		21	熊本市	熊本県貿易協会上海代表処 （熊本上海事務所：熊本県・熊本市共同事務所）
	派遣	22	北海道	北海道経済交流室（北海道上海事務所） （日中経済協会への派遣）
		23	石川県	石川県経済交流室（石川県上海事務所） （日中経済協会への派遣）
		24	大分県	大分県経済交流室（大分県上海事務所） （日中経済協会への派遣）
	委託	25	青森県	中国ビジネスマッチング委託 ※香港との2拠点体制
		26	青森市	（名称なし）観光客誘致のための拠点
		27	宮城県	宮城県上海現地サポートデスク
		28	埼玉県	埼玉県上海サポートデスク
		29	和歌山県	中国ビジネスコーディネーター
		30	岡山県	岡山県上海事務所
		31		岡山県 PR 中国デスク
		32	山口県	山口県観光プロモーター
		33	香川県	上海ビジネスサポーター
		34	高知県	高知県上海ビジネスサポートサテライト
		35	長崎県	中国ビジネスサポートデスク（日中経済貿易センター内）
		36	浜松市	浜松市アセアンビジネスサポートデスク
		37	京都市	京都市上海拠点
		38	那須塩原市	（名称なし）上海を拠点とするインバウンド
		39	東川町	東川町日本語留学生支援中国事務所
北京	単独	40	沖縄県	沖縄県産業振興公社北京代表処（沖縄県北京事務所）
		41	新潟市	新潟市産業振興財団北京代表処（新潟市北京事務所）
	派遣	42	札幌市	札幌経済交流室（札幌市北京事務所） （日中経済協会への派遣）
	委託	43	宮城県	宮城県北京現地サポートデスク
		44	東京都	東京観光レップ
		45	長崎県	中国ビジネスサポートデスク（日中経済貿易センター内）
天津	単独	46	神戸市	神戸国際協力交流中心天津代表処（神戸市天津事務所）

大連	単独	47	岩手県	岩手産業振興中心大連代表処（岩手県大連経済事務所）
		48	宮城県	宮城県国際経済振興協会大連代表処（宮城県大連事務所）
		49	神奈川県	神奈川産業振興中心大連代表処（神奈川経済貿易事務所）
		50	新潟県	新潟産業創造機構大連弁事処（新潟県大連経済事務所）
		51	富山県	とやま国際センター富山県大連事務所
		52	北九州市	北九州貿易協会駐大連経済事務所（北九州市大連事務所）
	委託	53	青森県	青森県大連ビジネスサポートセンター
		54	長崎県	中国ビジネスサポートデスク（日中経済貿易センター内）
ハルビン	単独	55	山形県	山形県国際経済振興機構ハルビン代表処（山形県ハルビン事務所）
成都	委託	56	広島県	広島・四川経済交流事務所
昆明	単独	57	岩手県	岩手産業振興中心雲南代表処（岩手県雲南事務所）
長沙	派遣	58	滋賀県	滋賀県経済交流駐在員（湖南省対外友好合作服務中心への派遣）
青島	委託	59	山口県	ビジネスサポーター
		60	長崎県	中国ビジネスサポートデスク（日中経済貿易センター内）
	派遣	61	下関市	青島市外事弁公室（駐在）
武漢	委託	62	大分市	大分市武漢事務所
蘇州	委託	63	愛知県	愛知県サポートデスク（中国江蘇省）
		64	浜松市	浜松市アセアンビジネスサポートデスク
昆山	委託	65	山梨県	山梨県海外ビジネスサポートデスク（中国）
香港	単独	66	兵庫県	兵庫県国際交流協会（兵庫県香港経済交流事務所）
		67	福岡県	福岡県中小企業振興中心香港事務所（福岡県香港事務所）
		68	佐賀県	佐賀県地域産業支援中心（佐賀県香港代表事務所）
		69	熊本県	熊本県貿易協会熊本香港事務所
		70	宮崎県	宮崎県物産貿易振興中心香港事務所（宮崎県香港事務所）
		71	沖縄県	沖縄県産業振興公社香港事務所（沖縄県香港事務所）
	派遣	72	栃木県	栃木県香港事務所（JETRO 香港内）
		73	鹿児島県	鹿児島県香港事務所（JETRO 香港内）
	委託	74	青森県	（名称なし）観光客誘致のための拠点
				中国ビジネスマッチング委託 ※上海との2拠点体制
		75	宮城県	宮城県香港現地情報発信拠点
		76	島根県	（名称なし）観光客誘致のための拠点
		77	岡山県	岡山県 PR 香港デスク
		78	山口県	ビジネスサポーター
		79		山口県観光プロモーター
		80	熊本県	スポットアドバイザー
		81	札幌市	香港食品海外コーディネーター
		82	浜松市	浜松市アセアンビジネスサポートデスク
		83	京都市	京都市香港拠点

3 国際交流協会

日本における日中間の友好都市交流の主体は地方自治体だが、もっと広い国際交流という観点で活動している組織もある。その1つであり、各地方自治体と密接な関係を持っている国際

交流協会を紹介する。

同協会は、外国人住民と日本人住民の交流を行うなど、地域レベルの国際化の推進を図るための組織で、各地方自治体の関係団体として設立されている。1989年に旧自治省が中核的民間国際交流組織として、「地域国際化協会」を設立するよう地方自治体に要請したことに始まり⁷、現在は奈良県を除く全ての都道府県と、岡山市を除く全ての政令指定都市で設立されている。ほかにも県庁所在都市や規模の大きい市区、外国人住民が多い地方自治体には設立されていることが多い。

国際交流協会の主な業務は、概ね以下の内容である。

- ① 外国人住民の相談窓口、通訳派遣
- ② 外国語教育や文化講座の実施
- ③ 外国籍児童のサポート、留学生への生活資金貸付等の各種支援
- ④ 外国人住民を対象とした災害訓練
- ⑤ 日本人との交流イベントや国際協力事業の実施
- ⑥ 多文化生活情報誌の作成

最近の国際交流協会が担う主な役割は、従来の国際交流や国際協力という分野よりも、増加する外国人住民への対応や施策、いわゆる多文化共生に移行している。地域住民の行政関係の最寄りの窓口は、一般的には市区役所や役場等の住民課が多いが、多くの地方自治体において財政難等の理由から慢性的に人手不足であり、特に外国語の専門人材が少ないため、様々な問題を抱える外国人住民の対応を全て行政で行うのは困難な状況にある。このような中、外国人住民の「拠り所」として機能しているのが国際交流協会であり、行政の手が届きにくい各分野の活動を行っている。また、近年では訪日外国人観光客の増加に伴い、外国人住民だけではなく、外国人観光客が急病になった際の医療通訳者の派遣や災害時の対応を行っているところもある。

一方で、地方自治体からの補助金や職員の派遣が縮減され、十分な支援ができないという問題も発生している。さらに、2019年4月1日から施行される改正入管法により、従来の外国人政策が大きく転換され、高度な専門人材に限らず単純労働分野での就労が認められるようになることから、外国人労働者が増加し、それに伴い国際交流協会の業務も増大し、その果たす役割がますます重要となることが予想される。今後も日本の各地域で外国人住民や外国人観光客が増加していくのは確実であり、その対応の最前線を担っている国際交流協会に対して、国や地方自治体はより積極的な支援を行っていく必要があると考える。

4 日本中国友好協会

続いて、各地域の友好都市交流をはじめ、様々な日中交流事業を行っている日本中国友好協会（以下、「日中友好協会」と言う。）を紹介する。

⁷ 平成元年(1989年)2月14日付け自治画第17号「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について」

同協会は 1949 年の中華人民共和国建国の翌年に設立された民間団体で、現在の正式名称は「公益社団法人日本中国友好協会」である。各都道府県にある日中友好協会（略称「県協会」）を会員とする団体であり、県協会の下にはさらに市区町村日中友好協会（略称「地区協会」）が全国に 350 余りあり、個人・法人・団体が会員として参加している。

協会設立の目的は、日中共同声明と日中平和友好条約の掲げる精神を遵守し、日本と中国両国民の相互理解と相互信頼を深め、友好関係を増進し、もって日本とアジア及び世界の平和と発展に寄与することである。現会長は、元中国駐箚特命全権大使の丹羽宇一郎氏が務めている。主な事業内容は以下のとおりである。

- ① 日本からの訪中団の派遣と斡旋及び中国からの訪日団の受入れと斡旋
- ② 日本からの留学生の派遣と斡旋
- ③ 在日中国人留学生の支援事業
- ④ 日本における中国語の普及及び中国における日本語の普及のための支援
- ⑤ 日中両国の友好都市間の交流の推進
- ⑥ 在日華僑及び華人との交流活動及び支援と協力
- ⑦ 中国における環境の保全、保護及び環境に関する協力
- ⑧ 文化、芸術、教育、科学技術及びスポーツ等の公演、展示会及び公演等の開催
- ⑨ 中国の情報並びに日中友好交流に関する会報等の発行
- ⑩ 出版事業
- ⑪ 中国知識検定の実施
- ⑫ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

5 その他民間組織の交流

日中友好協会に関連して、「日中友好 7 団体」を紹介する。民間組織として、経済・文化・青少年など様々な分野の活動を行っており、日本と中国の友好交流の歴史に大きな功績を残してきたことで知られている。しかし、昨今は会員数の減少や高齢化、予算不足等の内部要因に加え、交流ルート多元化や両国関係の緊張等の外部要因も加わり、以前と比べて影響力の低下を指摘する声もある。

日中友好協会を除く各団体の概要は、以下のとおりである。

（1）日中友好議員連盟

中国との友好関係の促進を目的とした超党派の国会議員連盟で、現会長は参議院議員の林芳正氏。

代表団で訪中し中国指導部と面会を行うなどして、関係強化に努めている。

（2）日中友好会館

戦前、満州国留学生のための学生寮を運営していた「財団法人満州国留日学生輔導協会」が終戦により事業遂行が不可能となって解散し、1953 年に「財団法人善隣学生

会館」が同協会の残余財産と学生寮運営事業を引き継いだ。その後事業内容が拡張され、1983年に同会館から「財団法人日中友好会館」に改称された。1984年に新会館の建設が始まり、1988年に全館が開館した。正式名称は「公益財団法人日中友好会館」で、現在の代表者（会長代行）は元中国駐箚特命全権大使の宮本雄二氏。

主な事業内容は、以下のとおりである。

- ① 中国人留学生・研究生に対する寄宿舍及び関連施設の運営
- ② 前条の目的に従事する両国の研究者・教育者・技術者等に対する宿泊施設の提供及び滞在中の各種の支援
- ③ 中国の学生・教育者・青年の日本への招聘事業、日本の学生・教育者・青年の中国への派遣事業及び関連する各種青少年交流事業
- ④ 中国語及び日本語習得のための専門学校日中学院の経営
- ⑤ 両国関係及び政治・経済・文化・学術に関する調査・研究、同文献・資料の収集・展示・保存並びに出版物の刊行
- ⑥ 講演会・講習会・展示会・研究会・研修会・映画会等の開催
- ⑦ 留日中国人学生・研究者の友好交流事業の支援
- ⑧ 両国友好諸団体の友好活動に対する協力及び共同事業
- ⑨ 地球環境問題の解決に向けた植林・植樹事業及びこれに関連する事業
- ⑩ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

（３）日本国際貿易促進協会

1954年創設。対中貿易・経済交流の経験と実績及び中国との信頼関係を基礎に、広範な分野にわたる促進事業を展開している。現会長は、元衆議院議長の河野洋平氏。

主な事業内容は、以下のとおりである。

- ① 輸出入貿易の促進、関連業務の斡旋と協力
- ② 知的財産権分野の協力
- ③ 物流の円滑化のための協力
- ④ 各種商談会への協力
- ⑤ 中国企業の信用調査、市場調査
- ⑥ 対中投資・貿易協力事業
- ⑦ 出版・広報事業
- ⑧ 派遣展覧会の開催
- ⑨ 代表団、貿易商談グループの受入れ
- ⑩ 中国企業紹介サービス

（４）日中文化交流協会

1956年創設。正式名称は「一般財団法人日本中国文化交流協会」で、現会長は小説家の黒井千次氏。各専門分野の文化交流のための代表団の相互往来を中心に、舞台公

演、映画会、音楽会、文物・美術・書道など各種展覧会、学術討論会の相互開催などの活動を展開している。

主な事業内容は、以下のとおりである。

- ① 日本と中国との文化交流事業の実施及び支援
- ② その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(5) 日中経済協会

1972 年創設。正式名称は「一般財団法人日中経済協会」で、現会長は日本製鉄株式会社相談役の宗岡正二氏。

主な事業内容は、以下のとおりである。

- ① 日中経済関係等に関する情報資料の収集、分析及び総合化並びにその普及等の情報サービス
- ② 経済・技術交流の促進
- ③ 人材交流の促進
- ④ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(6) 日中協会

1975 年創設。正式名称は「一般社団法人日中協会」で、現会長は衆議院議員の野田毅氏。主な活動内容は以下のとおりである。

- ① 日中関係の理解を深める講演会等の開催
- ② 各種の中国訪日団の受入れ及び受入れに対する協力並びに日本からの民間訪中団の派遣及び派遣の斡旋
- ③ 中国からの引揚、帰国者に対する日本語の講習などの援護活動
- ④ 中国語の講習
- ⑤ 日中関係の文献、資料等の蒐集、管理保管、一般公開展示、編纂、翻訳及び出版
- ⑥ 中国からの留学生及び研修生の日本理解のための協力
- ⑦ 日中両国間の諸分野における各種交流の推進
- ⑧ 中国留学生、研修生等の勉学のための総合施設の設立及び運営に関する協力
- ⑨ 会報の発行
- ⑩ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3節 日中友好都市交流の内容

1 交流内容と交流事業件数の推移

友好都市提携後、地方自治体と地方政府は関係をより発展させるためにどのような交流を行っているのか。当協会では友好都市交流の内容を以下のとおり（図表 1－6）分類し、毎年

の交流状況を調査し公表している。

図表 1－6

事業分類	例
教育交流	小学生・中学生・高校生・大学生の交流、生徒による作品の交換・展示、教員の交流
文化交流	音楽・芸能・芸術家等の派遣・受入れ、文化団体の派遣・受入れ、芸術作品・民芸品等の交換・展示、文化的施設・物品等の寄贈・受入れ、文化関係イベント等の開催・参加、語学講座・スピーチコンテスト等の開催、ジャーナリスト・マスコミ関係者の派遣・受入れ、刊行物（図書）・ビデオ・フィルム等の交換・発行、動物・植物等の交換
スポーツ交流	スポーツ選手・チームの派遣・受入れ、協議会の開催
医療交流	医師・看護師等の技術者・研修生の派遣・受入れ、視察団の派遣・受入れ、医療情報交流、医療設備・器具の寄贈
経済交流（農業等）	専門家・研修生の派遣・受入れ、視察団の派遣・受入れ、第1次産業（農林水産業等）関係団体の派遣・受入れ
経済交流（工業等）	専門家・研修生の派遣・受入れ、視察団の派遣・受入れ、第2次産業（鉱工業等）関係団体の派遣・受入れ
経済交流（商業等）	専門家・研修生の派遣・受入れ、視察団の派遣・受入れ、物産展・見本市等の開催、第3次産業（商業・サービス業等）関係団体の派遣・受入れ
行政交流	記念式典、専門家・研修生の派遣・受入れ、職員の派遣・受入れ、視察団の派遣・受入れ
ホストタウン交流	東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン・キャンプ地取組
その他交流	親善訪問団派遣・受入れ、各種クラブ（ロータリー・ライオンズ等）交流

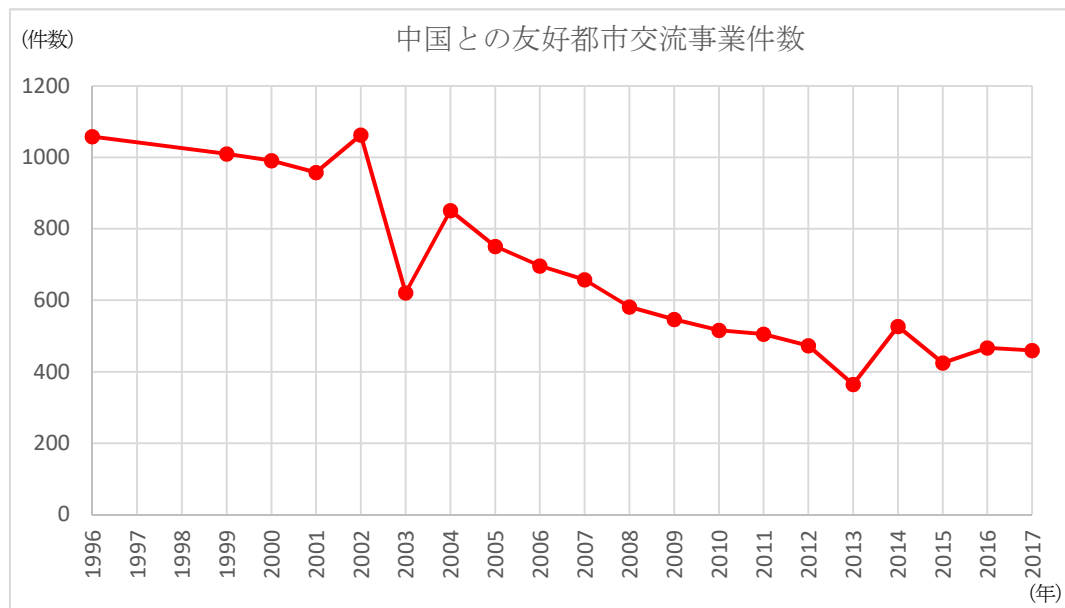
※当協会の地方自治体への調査（姉妹（友好）都市提携に基づく交流事業について）票様式を引用

2017年度の各国との友好都市交流事業件数（以下、「交流事業件数」と言う。）は2,055件、事業分類は教育交流・行政交流・文化交流の順に多く、国別の事業件数はアメリカ・中国・韓国・オーストラリアの順に多い。

中国における交流事業件数は、1996年度から2002年度にかけて毎年1,000件程度の交流事業が実施されていた（図表1－7）が、2003年に中国でSARS（重症急性呼吸器症候群）が報告され、世界保健機関が「世界規模の健康上の脅威」として旅行勧告を発表⁸したことで、交流事業件数は大きく減少した。2004年はその反動で増加したものの、2012年までゆるやかな減少傾向が続き、日中関係が緊張状態を迎えた2013年に最小となる365件となった。近年は日中関係の改善に伴い減少傾向に歯止めがかかっており、今後の推移が注目される。

⁸ 国立感染研究所 HP「SARS（重症急性呼吸器症候群）とは」<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/414-sars-intro.html>

図表 1－7



※当協会の地方自治体への調査結果（姉妹（友好）都市提携に基づく交流事業について）をもとに筆者作成

※1997年及び1998年の数値は不明であるため、当該期間は集計外としている

2 近年の交流状況

交流事業の内容に着目すると、2017年度の中国との交流事業件数は460件、交流内容は行政交流・教育交流・文化交流の順が多い（図表1－8）。同年度のアメリカとの交流は教育交流・行政交流・文化交流の順で、教育交流が全体の交流事業の約55%を占めているが、中国との教育交流は25%程度であり、国によって交流の内容が異なっている。

図表 1－8

2015年度から2017年度における中国との交流事業件数とその割合

年度		教育	文化	スポーツ	医療	経済・農業	経済・工業	経済・商業	行政	その他	ホストタウン	合計
2015年度	件数	100	47	26	8	5	3	27	171	38	－	425
	割合	23.5%	11.1%	6.1%	1.9%	1.2%	0.7%	6.4%	40.2%	8.9%	－	
2016年度	件数	116	53	17	12	7	2	21	197	42	0	467
	割合	24.8%	11.3%	3.6%	2.6%	1.5%	0.4%	4.5%	42.2%	9.0%	0.0%	
2017年度	件数	119	50	47	8	2	6	27	184	17	0	460
	割合	25.9%	10.9%	10.2%	1.7%	0.4%	1.3%	5.9%	40.0%	3.7%	0.0%	
（参考）2017年度におけるアメリカとの交流事業件数	件数	276	65	14	3	1	1	11	66	61	0	498
	割合	55.4%	13.1%	2.8%	0.6%	0.2%	0.2%	2.2%	13.3%	12.2%	0.0%	

※当協会の調査結果（姉妹（友好）都市提携に基づく交流事業について）をもとに筆者作成

2014年度以前の調査結果においても行政交流が全体の4割程度を占めており、このことから中国との交流は行政交流が中心であることが分かる。例えば、2017年度の行政分野の交流184件を、次の表のようにさらに6つに分類したところ、代表団及び研修員の派遣や受入

れが 120 件、全体の 65.2%を占めている（図表 1－9）。これは、アメリカの 28 件と比較しても非常に多い事が分かる。研修員の受入れは、経済・福祉・環境などの分野に携わる友好都市提携先の地方政府職員を、地方自治体が半年から 1 年程度受け入れたり、「JET プログラム」⁹を用いて、友好都市の外事弁公室職員等を受け入れたりする事例が見られる。また、日本からも職員を中国の友好都市に派遣する事例もあり、友好都市間で職員交流を活発に行っている。

図表 1－9

2017年度行政交流内容

内容	中国	アメリカ
代表団訪問及び受入れ	70	24
	38.0%	36.4%
人材受入及び派遣 （技術交流含む）	50	4
	27.2%	6.1%
周年事業	37	28
	20.1%	42.4%
会議・イベントの 開催及び参加	11	3
	6.0%	4.5%
協議	6	1
	3.3%	1.5%
その他	10	6
	5.4%	9.1%
合計	184	66

※当協会の調査結果（姉妹（友好）都市提携に基づく交流事業について）をもとに筆者作成

3 首長等の訪中状況

地方自治体が行う交流事業の状況は上述のとおりだが、友好都市交流の状況を示すもう 1 つの指標として、地方自治体の首長等（知事・副知事・市区町村長・副市区町村長・議長・副議長）の訪中状況を紹介したい（図表 1－10）。なお、当該数値は、地方自治体が公務のため諸外国を訪問する際に関係機関に提出する海外渡航概要の内容のうち、中国訪問分を抜粋し整理したものである。

⁹ 海外の青年を招致し、地方自治体等で任用し、地域の国際交流の推進と外国語教育の充実を図る事業。中国では 1992 年から実施している。

図表 1－10

首長等の訪中状況

	知事	副知事	市区町村長	副市区町村長	議長	副議長	合計
2013	18	3	31	6	27	7	92
2014	15	3	40	3	15	6	82
2015	19	1	63	5	25	6	119
2016	26	15	74	23	38	10	186
2017	32	6	67	11	32	4	152
2018	22	13	100	18	38	16	207

※海外渡航通知概要に基づき筆者作成

交流事業件数は上述のとおり、2013年度以降は減少傾向に歯止めがかかったところであるが、首長等の訪中は増加基調にあることが分かる。特に顕著なのが2015年以降の件数である。2015年は、5月に北京の人民大会堂で開催された中日友好交流大会に習近平国家主席が出席し、演説の中で「中日双方は歴史を鑑とし、未来志向で、中日関係の4つの政治文書を基礎として、平和発展をともに促進し、子々孫々の世代に至る友好関係をともに考え、両国が発展する美しい未来をともに作りだし、アジアと世界の平和に貢献しなければならない」と訴え¹⁰、日中関係改善の進展に意欲を示した時期である。日中関係の改善が進むにつれ、首長等の訪中数も増加しており、2018年は200件を超えた。今後も日中両国の関係改善を追い風として、首長等の訪中はさらに活発化することが期待される。

図表1－11及び1－12は、2017年と2018年における首長等の訪問先とその訪問内容を整理したものである。なお、首長等の訪中目的については、①友好都市との交流（周年）、②友好都市との交流（周年以外）、③トップセールス（観光・産業）、④現地調査・視察（大使館・総領事館等現地機関への訪問）、⑤会議・セミナー等への参加、⑥その他、に分類して集計している。

¹⁰ 人民網 HP 「習近平主席 中日友好交流大会で重要講演」
<http://j.people.com.cn/n/2015/0524/c94474-8896808.html>

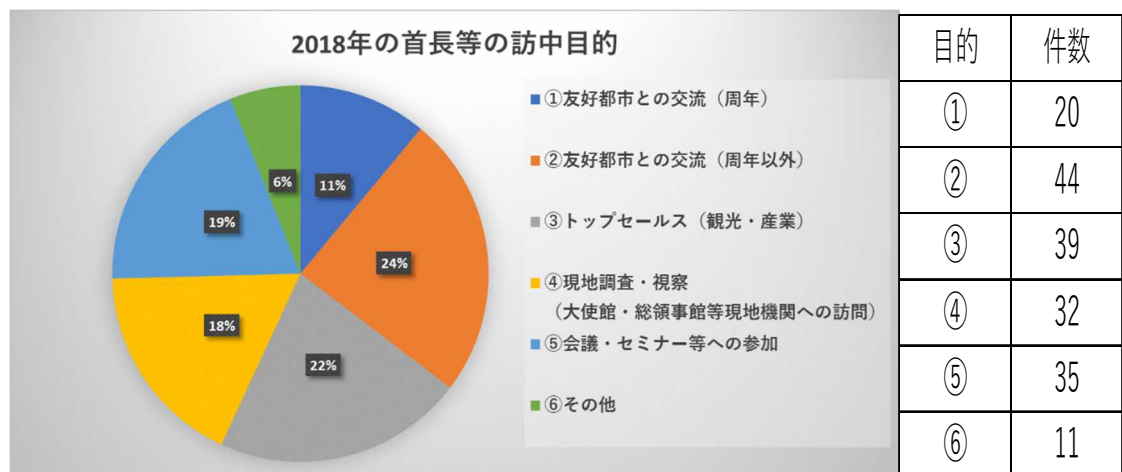
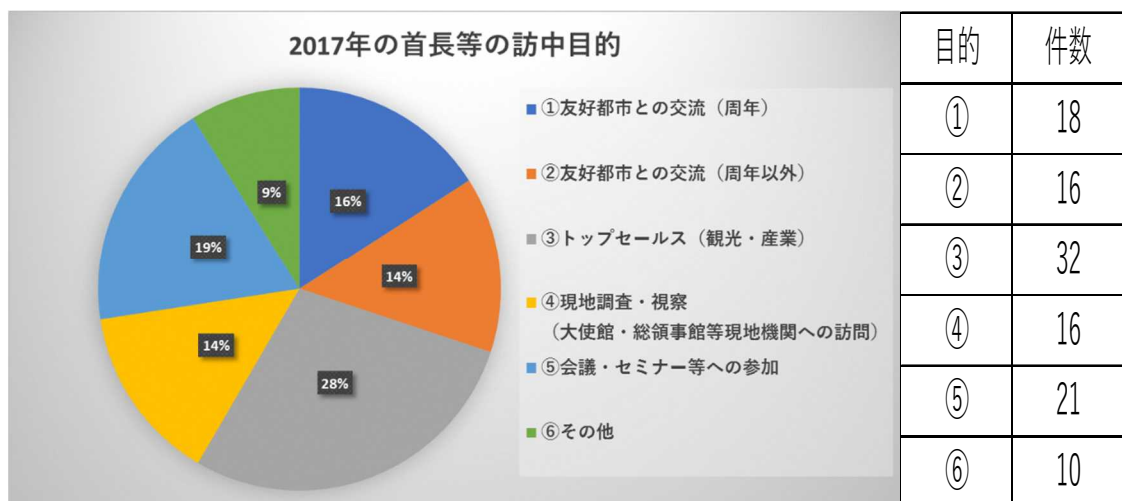
図表 1 - 1 1

	場所	2017	2018	計		場所	2017	2018	計		場所	2017	2018	計
1	上海市	36	27	63	10	山東省	5	4	9	17	福建省	3	1	4
2	遼寧省	14	44	58	11	黒竜江省	3	5	8	17	湖北省	2	2	4
3	北京市	21	24	45	11	天津市	3	5	8	21	重慶市	2	1	3
4	香港特別行政区	20	23	43	13	湖南省	1	6	7	22	内モンゴル自治区	1	1	2
5	江蘇省	21	18	39	14	陝西省	2	4	6	22	マカオ特別行政区	0	2	2
6	浙江省	4	18	22	14	河南省	2	4	6	22	河北省	0	2	2
7	広東省	3	9	12	16	広西省	1	4	5	22	甘粛省	1	1	2
7	吉林省	6	6	12	17	雲南省	1	3	4	26	山西省	1	0	1
9	四川省	5	6	11	17	江西省	0	4	4					

※海外渡航通知概要に基づき筆者作成

※複数都市を訪問している場合、それぞれの地区を訪問数に加えている（省内の複数都市への移動は該当する省への訪問を1として計算）

図表 1 - 1 2



※海外渡航通知概要に基づき筆者作成

※複数の目的がある場合、それぞれ件数を加算している。

訪問先は上海市、遼寧省、北京市、香港特別行政区、江蘇省の順に多い。遼寧省への訪問は、日系企業が多数進出し、国際会議の開催及び招聘に熱心な大連市に集中しており、江蘇省への訪問は省都の南京市と蘇州市が多い。

訪問目的の2年間の総数では③トップセールス（観光・産業）、②友好都市との交流（周年以外）、⑤会議・セミナー等への参加の順に多かった。2018年は日中平和友好条約締結40周年の節目にあたるが、首長等もこの節目を友好都市交流間の交流深化の機会と捉え、友好都市提携の周年にあたるかどうかに関わらず、積極的に交流が行われたことは興味深い。

なお、都市ごとの訪中目的は、北京市では大使館など国の機関への訪問を、上海市は産業のトップセールス及び視察、香港特別行政区では観光・農産物のトップセールスなどが多かった。

第4節 友好都市提携数の伸び悩みとその要因

1 現状

これまで、友好都市提携の定義を踏まえたうえで、中国との友好都市提携に関する歴史や提携数、交流事業件数とその内容、そして首長等の訪中数をもとに、地方自治体の交流状況を確認した。最近の日中関係改善に伴い、交流事業件数は減少傾向から脱したとみられ、首長等の訪中は活発化しているものの、友好都市提携数の伸びは低調に推移したままである。この要因について考察する。

2 地方自治体の意向

2017年度、当協会北京事務所は地方自治体に対し「中国の地方政府との新たな友好交流の意向に関する調査」を実施した（有効回答数：1542）。当該調査では新たな友好交流への関心の有無とその理由、関心のある交流分野等について調査しているが、同調査結果によると新たな交流に関心がある地方自治体は94団体だった。具体的な質問及び回答結果は以下のとおりである。

【質問A】

現在、貴団体が中国の地方政府と交流をしているか否かにかかわらず、中国の地方政府との新たな友好交流について関心がありますか。

関心がある	関心がない	未回答
94	1350	98

【質問 B】※「関心がない」を選択した場合のみ回答

中国の地方政府との新たな交流に関心がない理由は何ですか（複数選択可）。

- ①すでに交流している中国の地方政府があり、これ以上交流する地方政府を増やすつもりがないから
- ②中国の地方政府と交流する体制（人員・言語）が整っていないから
- ③中国の地方政府と交流する予算がないから
- ④中国の地方政府と交流することに関心がないから
- ⑤その他

①	②	③	④	⑤
279	695	474	353	134

質問 A において、新たな交流に関心のある地方自治体は全回答数の約 6%に留まり、多くの地方自治体は消極的であることが分かる。

質問 B において、多くの地方自治体は、その理由として「交流する体制（人員・言語）が整っていないから」「交流する予算がないから」、「交流することに関心がないから」をあげている。総務省が公表している「平成 29 年地方公共団体定員管理調査結果」¹¹によると、地方の一般行政部門の職員数は 1996 年度から減少基調にあり、2016 年度から微増に転じているものの、組織の見直しや事務・事業の統廃合が進み、増員分は防災体制の充実・地方創生等への対応・子育て支援及び生活保護関連の充実にあてられているという。このことから推察すると、国際交流に関する部門の人員は、国際会議の開催等特別な事情を除いて現状維持ないし削減傾向にあり、新規の国際交流事業を実施する余裕がないと考えられる。

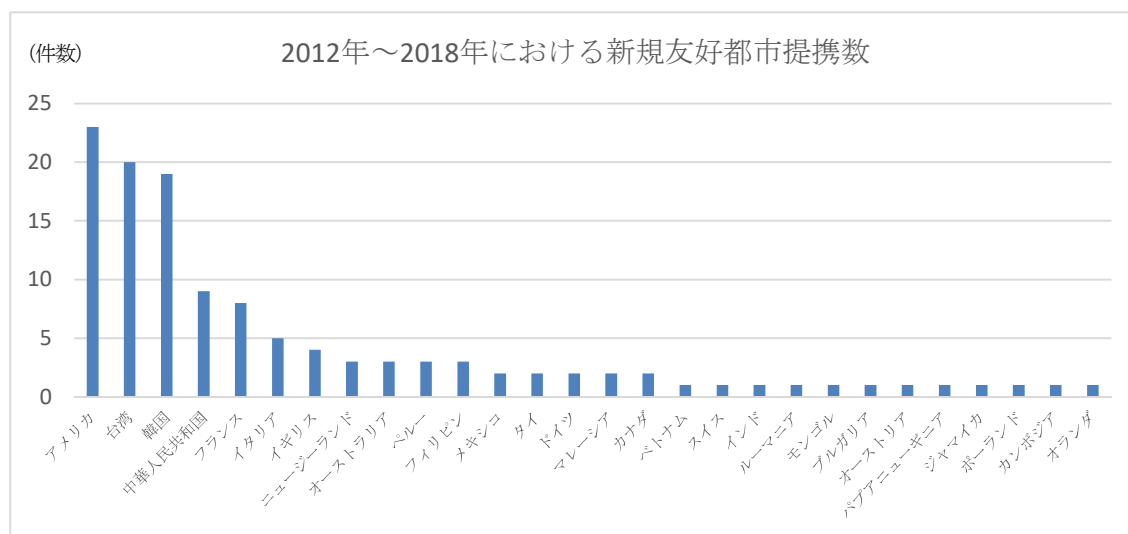
また、『姉妹都市交流も、税金を使う以上、「地域益」（広義）の視点から、「費用対効果分析」が必要となる』との指摘¹²を踏まえると、地方政府との友好都市交流に関する明確なメリットが見い出せず、新たな交流自体が敬遠されているとも考えられる。

しかし、体制・予算の問題は中国との友好交流に限らないため、他国・他地域との友好都市交流提携数の伸びも低調に推移するはずである。次の図表 1-13 は 2012 年から 2018 年までの新規友好都市提携数をまとめたものであるが、友好都市提携数が第 1 位のアメリカ（455 件）、第 3 位の韓国（162 件）とのそれぞれの新規友好都市提携数は、第 2 位の中国（364 件）の倍以上にのぼっている。このことから、中国に限定した要因を検討する必要がある。

¹¹ 総務省 HP「平成 29 年地方公共団体定員管理調査結果」
http://120.52.51.14/www.soumu.go.jp/main_content/000545654.pdf

¹² 国際文化研修 2013 夏 vol. 80 姉妹都市交流の意義～グローバル化の進展と姉妹都市～
<https://www.jiam.jp/journal/pdf/v80/tabunka01.pdf>

図表 1－13



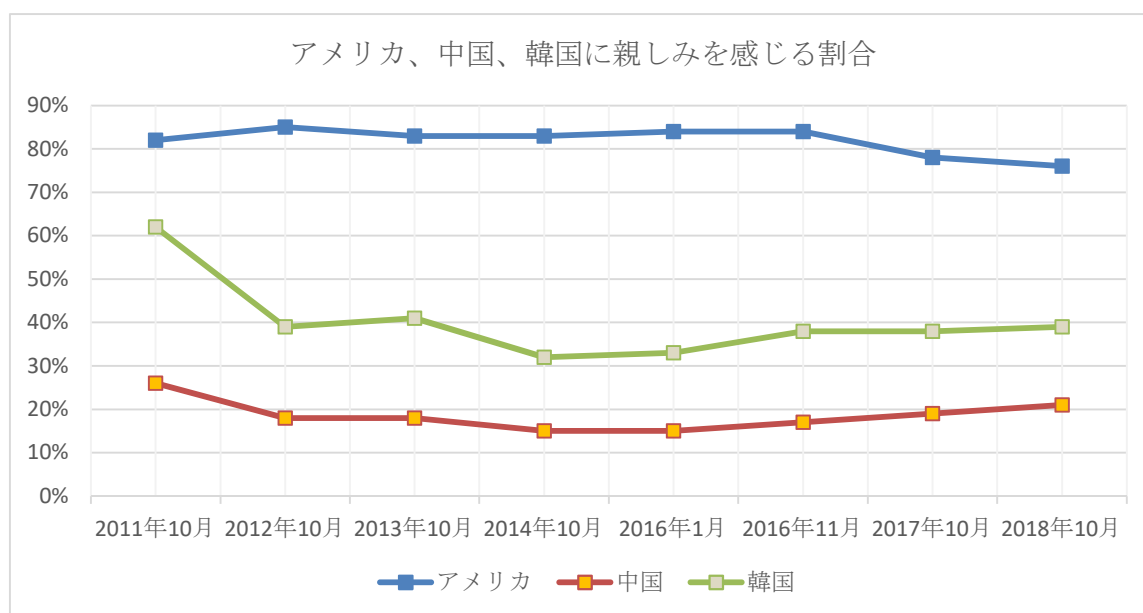
※当協会の公表資料（姉妹都市提携情報）をもとに筆者作成

※上記は外務省 HP に公表されている国のほか、その他の地域として分類されるものも含む。

3 対中国感情

中国に限定した要因として、日本人の対中国感情の悪化が影響していることが考えられる。次の図表 1－14 及び図表 1－15 は内閣府が公表する「外交に関する世論調査」¹³のうち、アメリカ、中国、韓国の 2012 年～2017 年のそれぞれの調査において、「親しみを感ずる」、「どちらかという親しみを感ずる」と答えた割合を整理したものである。

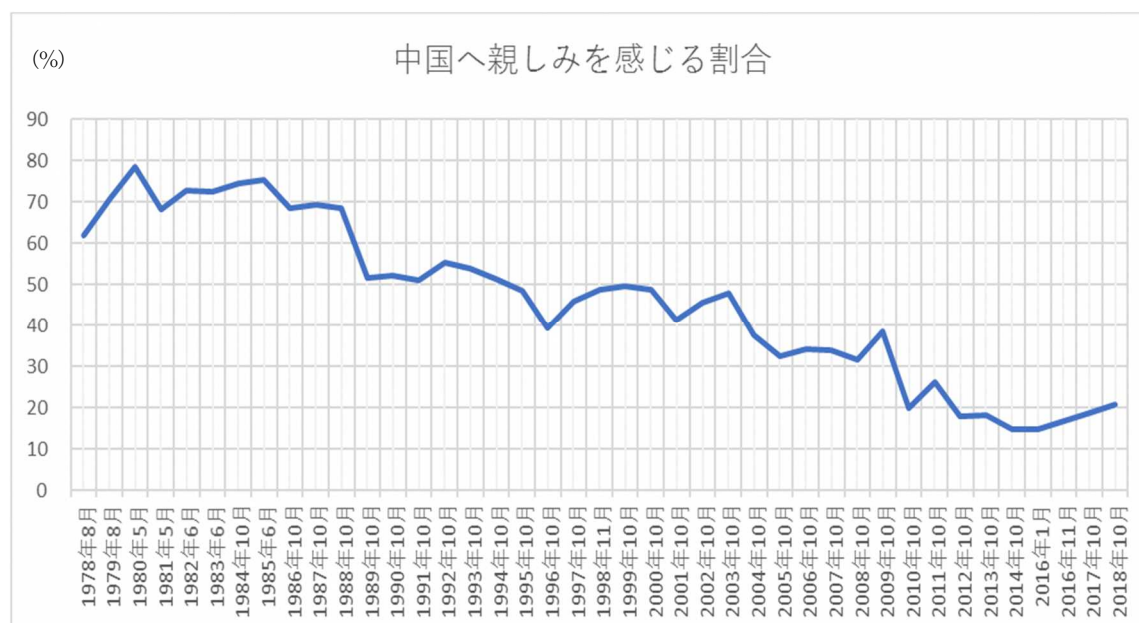
図表 1－14



※内閣府「外交に関する世論調査」結果をもとに筆者作成

¹³ 内閣府 世論調査 <https://survey.gov-online.go.jp/index.html>

図表 1－15



※内閣府「外交に関する世論調査」結果をもとに筆者作成

調査結果によると、中国へ親しみを感ずる割合は、アメリカ及び韓国と比較すると極めて低い水準にある。中国へ親しみを感ずる割合は 1979 年度の調査では 78.6%と最も高く、1986 年度までは親しみを感ずる割合はアメリカと同水準であったが、その後は減少基調にあり、2012 年度には 20%を下回った。「中国年鑑 2013」によると「2012 年は中国全土で日中国交正常化以来、最大規模の「反日デモ」が起き、日系スーパーや自動車工場を襲撃・略奪するなど一部が暴徒化」、「首脳間の対話、交流が中断し、国交正常化 40 周年を祝う記念行事や民間交流も停止した。経済にも影響が及び、日中関係は 40 年来最悪の状況に陥った」¹⁴とある。こうした日中関係の緊張が、そのまま対中感情の悪化に大きく影響したと考えられる。2016 年度以降の調査では対中感情は改善傾向にあるものの、依然としてアメリカ及び韓国よりも親しみを感ずる割合は低いのが現状である。

中国に親しみを感ずる割合が低い状況下では、友好都市の提携を新規で結ぶことについて住民の理解を得ることが難しくなっているのではないかと考えられる。

4 特定の分野での提携

ほかの要因として考えられるのは、地方自治体が地方政府との提携を、「友好都市」としてではなく「特定の分野」に限った提携を結ぶ傾向にあることである。友好都市提携は交流分野が特定のものに限られていないことを前提としているが、例えば文化や経済など、特定の分野に限って交流する動きもある。当協会ではこうした交流についても実施状況を調査¹⁵している

¹⁴ 「中国年鑑 2013」 一般社団法人中国研究所

¹⁵ (一財)自治体国際化協会 その他の交流事業について <http://www.clair.or.jp/j/exchange/jirei/page-2.html>

が、2012 年 4 月以降に締結されたアメリカ、中国、韓国それぞれの提携内容を抽出すると、表のとおり中国との提携が 3 カ国の中で最も多いものとなった（図表 1－16）。内容は経済・スポーツ・教育・将来の

図表 1－16

友好都市提携に向けた締結など様々である。

例えば、2017 年に長野県大町市、白馬村、小谷村は、河北省張家口市と「日本国長野県白馬バレーと中華人民共和国河北省張家口市との冬季スポーツを通じた友好交流」を締結した。2022 年北京冬期オリンピック・パラリンピック競技大会において張家口市も開催地の 1 つとなっており、オリンピ

アメリカ、中国、韓国との姉妹（友好）都市以外の提携・協定締結数						
年	アメリカ		中国		韓国	
	新規友好都市提携数	友好都市提携以外の新規の提携・協定数	新規友好都市提携数	友好都市提携以外の新規の提携・協定数	新規友好都市提携数	友好都市提携以外の新規の提携・協定数
2012	3	1	4	7	8	4
2013	1	1	2	3	5	1
2014	3	5	1	1	2	0
2015	5	3	1	2	2	4
2016	2	0	0	5	2	4
2017	5	1	1	6	0	2
2018	4	2	0	3	0	3
計	23	13	9	27	19	18

※当協会の調査結果（その他の交流事業について）をもとに筆者作成

ック開催を見据えた同市から長野冬季五輪の開催地である 3 市村にノウハウの提供依頼の申し出があり、締結に至ったものである。

こうした提携は、地方自治体にとってメリットを明確にし易く、例えば張家口市の代表者は「中国のスキー客を長野県のスキー場に紹介するといった取組をしたい」と語っており¹⁶、中国人観光客の増加などを期待することができるであろう。

第5節 まとめ

本章では、日本における友好都市交流の定義や現状等について述べた。中国との新規友好都市提携数は他国との提携数に比べると低迷しているが、地方自治体の国際交流を所管する部門の体制・予算も限られるなか、実利のある関係を念頭に置いた交流へと転換していることがその要因である。近年は日中関係の改善に伴い、交流事業件数は減少傾向に歯止めがかかり、首長等の訪中も増加しており、中国との交流意欲が低減していると判断するべきではないと考える。

今後、中国の地方政府からの交流の打診も増えてくると考えられるが、各地方自治体はメリットを見極めつつ、形式には拘らずに積極的な対応を検討してはどうだろうか。

¹⁶ 2017 年 12 月 18 日 日本経済新聞 長野・白馬地域、中国・張家口市と冬期スポーツで交流
<http://r.nikkei.com/article/DGXMZO24774700Y7A211C1L31000?s=0>

第2章 中国における友好都市交流

これまで日本における友好都市交流の定義や現状について論じてきたが、本章では、中国における友好都市交流の定義や現状等について紹介する。

第1節 友好都市交流を行う関係組織

まず、第1節では、友好都市交流を行う中国側の組織や団体について紹介する。

1 地方政府

中国の地方行政区画について、下表により紹介する。

図表2-1

中国の地方行政区画			日本の地方行政区画	
1	省級	直轄市、省、自治区、特別行政区	1	都道府県
2	地級	地級市、地区、自治州、盟	2	市区町村
3	県級	市轄区、県級市、県、自治県、その他		
4	郷級	鎮、郷・民族郷、街道、その他		

表のとおり、中国では上から順に「省級」、「地級」、「県級」、「郷級」という四層構造で構成されている。中国は日本より人口も国土も大きいので、階層・名称ともに多くなるのは理解できるとして、「市」という名称が省・地・県級のいずれにも使われている点や、「市」の下に「県」がある点などは、日本人の感覚からすると複雑で分かりにくいかもしれない。

地方政府において、友好都市交流に関する業務を所管しているのは「外事弁公室」や「外事僑務弁公室」と呼ばれる組織である。全ての「省級」と「地級」の都市に設置されており、それ以外にも一部の県級市には設置されている場合がある。一般的な「県級」や「郷級」の地方政府においては、「弁公室」と呼ばれる組織で、教育や文化、科学技術等に関する業務と共に友好都市交流業務を所管していることが多い。このような組織体制は日本の一般的な市区町村と同様である。

外事弁公室の一例として、以下に北京市外事弁公室の業務を紹介する。

① 秘書処

部署の総管理や重要事項の監督処理。文書、機密、情報、財務、秘密保持、保存書類、安全確保、議案、提案や行政管理など。

② 政策法規処（協調処）

市党委員会や市人民代表大会、市政府、市政協の指導者の対外的な文書や、重要書類等の作成。北京市の外事に関する規則制定、書類等の審査など。

③ 礼賓連絡処

党及び国家の重要な外賓やほかの外賓の接待、市の外事礼賓に関する事務、市内各区や県等に属する各部門が主催した国際活動の指導など。

④ 国際交流一処

東アジア・東南アジア・北アメリカ・南アメリカ・オセアニアの各都市及び香港、マカオとの交流、訪問団の派遣や受入れ、友好都市や友好区（県）との交流の管理など。

⑤ 国際交流二処

ヨーロッパ・アフリカ・西アジア・中央アジア・南アジアの各都市との交流、訪問団の派遣や受入れ、友好都市や友好区（県）との交流の管理など。

⑥ 渉外処

在北京の国外企業の外国人社員や記者、留学生、その他外国籍を保持している人の管理など。

⑦ 公的出入国管理処

パスポートやビザ等、出入国に関する業務の管理・指導など。

⑧ 人事処

市職員の審査、任免、異動、賞罰、訓練・養成、退職等に関する業務など。

⑨ 国際連絡処（香港・マカオ事務所）

国際活動や国際会議等の開催、香港・マカオとの交流や在北京の香港・マカオ人の管理など。

⑩ 非政府組織処

海外の非政府機関及び民間組織が参加する国際非政府組織の活動の管理など。

⑪ 機関党委員会

人事処に設置され、共産党に関する業務を扱う。

2 中国人民対外友好協会

中国人民対外友好協会（以下、「全国対外友協」と言う。）は、中国で最も早く設立された民間外交に関する全国団体であり、国民の友情の増進、国際協力の推進、世界平和の維持、共同発展の促進を目的としている。1954年5月に全国レベルの10の社会団体が統合され成立し、当初の名称は「中国人民対外文化協会」であったが、1966年に現在の名称となった。

2018年12月末現在、李小林氏が第9代会長（2011年9月～）を務めている。なお、協会の活動費は、中国内外の各界からの寄付、協会主催事業からの収入、中国政府の資金支援という3つの収入源から成り立っている。

組織機構としては、中国日本友好協会や中国アメリカ友好協会など46の国・地域別の友好協会を統括しており、157カ国500以上の民間団体や組織と友好協力の関係を結んでいる。また、中国の各省、自治区、直轄市と一部の「地級」や「県級」の地方政府に設けられている275の地方友好協会の指導・監督を行っている。

内部部局には、弁公庁、アジア・アフリカ部（日本と中央アジアを除くアジアとアフリカを所管）、日本部、欧州アジア部（ヨーロッパと中央アジアを所管）、アメリカ大洋州部（アメリ

カとオセアニアを所管)、文化交流部などの部局がある。このほか、傘下に中国国際友好都市連合会や中国友好和平発展基金会等の関連団体がある。

全国対外友協の主な任務として、以下の業務が挙げられる。

- ① 民間友好交流
訪問団の派遣・受入れ、記念式典や国際会議等の開催
- ② 国際協力
経済・科学技術・人材等の分野における国際協力の促進
- ③ 民間文化交流
文化芸術に関する団体や個人の派遣・受入れ、展覧会や交流イベント等の開催
- ④ 友好都市交流
中国と諸外国の地方間の友好都市交流の推進
- ⑤ 非政府組織としての活動
国際連合経済社会理事会（ECOSOC）の総合諮問資格を持つ非政府組織として、国連業務への参画、国際非政府組織が主催する交流イベント等への参加
- ⑥ 荣誉称号の授与
民間交流に貢献した友好組織や社会団体、個人等に対する「人民友好使者」等の授与

また、地区別・国別の友好協会及び関連団体は、以下のとおりである。

- ① 地区別友好協会
中国ラテンアメリカ・カリブ友好協会、中国アフリカ友好協会、中国アラブ友好協会、中国 EU 友好協会、中国 ASEAN 友好協会、中国オセアニア友好協会、中国中央アジア友好協会
- ② 国別友好協会
中国ロシア友好協会、中国インド友好協会、中国パキスタン友好協会、中国ブルガリア友好協会、中国ポーランド友好協会、中国朝鮮友好協会、中国チェコ友好協会、中国モンゴル友好協会、中国ベトナム友好協会、中国ハンガリー友好協会、中国ルーマニア友好協会、中国キューバ友好協会、中国ラオス友好協会、中国日本友好協会、中国タイ友好協会、中国エジプト友好協会、中国シリア友好協会、中国ドイツ友好協会、中国アメリカ友好協会、中国ベラルーシ友好協会、中国マレーシア友好協会、中国韓国友好協会、中国ベンガル友好協会、中国インドネシア経済文化社会合作協会、中国ウクライナ友好協会、中国カザフスタン友好協会、中国シンガポール友好協会、中国ポルトガル友好協会、中国ネパール友好協会
- ③ 関連団体
中国国際友好都市連合会、中国友好和平発展基金会、機関サービスセンター、中国対外友好合作サービスセンター、民間外交戦略研究センター、中国友好国際芸術交流院

3 中国日本友好協会

中国日本友好協会（以下、「中日友好協会」と言う。）は、1963年10月に、日中民間交流を求める機運の高まりを受け、周恩来首相の強力な指導の下、全国対外友協をはじめとする19の団体が発起し設立された。その目的は「中国人民と日本国民の友情を増進し、両国の政治、経済、文化、科学技術、スポーツ等の各分野における交流を促進し、両国の善隣友好関係の発展を増進し、両国人民の友好を実現することで、アジアと世界の平和を守る」ことである。

中日友好協会の設立以降、中国共産党や中国政府、日本中国友好協会との連携により、日本の各政党、団体、地方自治体及び各界等との広範な友好交流が推進された。日中国交正常化や日中平和友好条約の締結にも多大な貢献をしてきた歴史がある。

2018年12月末現在、元国務委員（副首相級・元外相）の唐家璇氏が5代目会長（2012年3月～）を務めている。中日友好協会には以下の3つの部があり、それぞれの交流業務を担当している。

① 政治交流部

日本の各政党、関係団体及び国会議員、政界の交流業務を担当

② 都市・経済交流部

日中地方政府間の交流、協調、友好都市提携管理、経済交流を担当

③ 友好交流部

日本の各友好団体等の相互訪問や文化交流を担当

次に、中日友好協会が関係する友好都市交流に関する活動をいくつか紹介する。

まず、「日中友好交流都市中学生卓球交歓大会」である。これは中日友好協会主催により5年に1回開催されるスポーツイベントで、直近では日中国交正常化45周年に当たる2017年8月に第6回大会が北京で開催された。開催の目的は、日中両国の中学生による卓球交歓大会を通じて、両国の友好都市、友好交流都市の地域間の友好関係とスポーツ界の相互交流の発展を促進し、特に青少年の友好交流の輪を大きく広げることである。

この大会は、友好都市交流関係にある日本の地方自治体と中国の地方政府が、それぞれ中学生の選手男女各1名を選出し、計4名の日中合同チームを編成して団体戦を行う。全参加チームを4ブロックに分け、ブロックごとに優勝を決めるというルールであり、第6回大会では67チームが出場し、三重県・河南省、長崎県・上海市、長崎県・湖北省、北九州市・遼寧省大連市の4チームがそれぞれ優勝した。若い選手が相互の理解を深め、両国の卓球界を盛り上げるとともに、未来の友好都市交流の担い手となることが期待されている。

次に、「日中知事・省長フォーラム」である。これは、全国知事会・全国対外友協・中日友好協会の共同主催で行われるもので、直近では2018年5月に「第3回日中知事・省長フォーラム」が札幌市で開催された。開催の目的は、「日中両国の地域間交流・協力の深化、両国民の友好増進、安定した日中友好関係の推進を図る」ことである。

全国対外友協の李小林会長と、全国知事会会長の上田清司埼玉県知事が共同議長を務め、日

本側は、高橋はるみ北海道知事、達増拓也岩手県知事、吉村美栄子山形県知事、石井隆一富山県知事、川勝平太静岡県知事、平井伸治鳥取県知事が参加した。中国側は尹力四川省長、許勤河北省長、唐一軍遼寧省長、王文涛黒竜江省代理省長、呉忠琮江西省副省長らが参加し、「日中地域間交流の深化と発展」をテーマに意見交換を行った。また、来賓として、安倍晋三首相及び李克強首相がそれぞれ挨拶を行った。安倍首相は「地方交流は日中関係がどのような状況にある時でも、常に友好の源として両国の絆を途切れることなく繋ぎ止め、次世代へと受け継がれてきた」¹⁷と述べ、両国の各地域の良い事例を交換し、新たな地域間交流形成への期待が示された。李首相も「地方の交流協力は中日関係の重要な構成要素であり、両国の民間友好を推進するための重要なチャンネル」¹⁸と述べ、イノベーションや農業の分野などで地方間交流を一層拡大してほしいとの期待が示された。

また、2018 年は、下表の5つの地方自治体の首長が中日友好協会を表敬訪問し、会見を行っている。

図表 2 - 2

時期	日本側 出席者	中国側 出席者
3 月	山田啓二京都府知事 (全国知事会会長)	李小林全国対外友好協会会長、朱丹中日友好協会 副秘書長など
3 月	高橋はるみ北海道知事	唐家璇中日友好協会会長、程海波副秘書長など
3 月	米山隆一新潟県知事	李小林全国対外友好協会会長など
4 月	達増拓也岩手県知事	李小林全国対外友好協会会長、朱丹中日友好協会 副秘書長など
10 月	松尾崇神奈川県鎌倉市長	宋敬武全国対外友好協会副会長、朱丹中日友好協 会副秘書長など

※中日友好協会 HP から筆者作成

4 中国国際友好都市連合会

中国国際友好都市連合会は全国対外友協が発起し、1992 年 3 月に北京市で設立された。連合会という組織体制であり、団体会員と個人会員で構成されている。団体会員とは、外国の地方政府と正式に友好交流関係の締結をした中国の地方政府のことであり、個人会員とは友好都市交流の発展を推進し、社会的影響力と相応の経済力を持つ者のことである。現在、中国の 31 の地域、自治区、直轄市を含む、400 以上の都市が加盟している。

最高権力機関として全国会員代表大会、また、その執行機関として理事会がある。現会長は全国対外友協の李小林会長である。協会の所在地は全国対外友協と同じであるが、活動費については、加盟都市からの会費や寄付金、さらに中国政府の資金支援が主な収入源である。

その目的は、中国と諸外国の地方都市間の友好交流を推進し、双方の経済・技術・文化等の

¹⁷ 外務省 HP「第3回日中知事・省長フォーラムにおける安倍総理挨拶」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_ml/cn/page4_004101.html

¹⁸ 人民網 HP「李克強総理 中日知事省長フォーラムであいさつ」<http://j.people.com.cn/n3/2018/0512/c94474-9459392.html>

交流と協力を強化することにより、実務協力と平和外交そして地方の発展を促進することである。また、主な事業内容は以下のとおりである。

- ① 中国と諸外国との友好都市関係の確立及びその発展を管理すること
- ② 代表団を組織し、国際交流活動に参加すること及び友好都市交流に関するセミナーや展示会等のイベントを主催すること
- ③ 友好都市交流に関する相談窓口として、中国の地方政府に情報提供やアドバイスを行うこと

この中国国際友好都市連合会が主催（実際は全国対外友協と共催）し、地方自治体とも関係が深いイベントの1つに「中国国際友好都市大会」があるが、これについては第3節で紹介する。

第2節 中国の友好都市交流の定義と手続

友好都市交流については、日本では法律上定義や手続がないことは前章で述べたが、中国においては、全国対外友協が策定した「友好都市工作管理規定」¹⁹（以下、「管理規定」と言う。）によってその目的や手続が定義されており、各地方政府においても当該管理規定に基づき、友好都市交流の手続や条件等に関する規定を定めている。この点において、明確な規定がない日本との違いが認められる。

1 定義

管理規定によると、「友好都市」とは「我が省、自治区、直轄市、所轄市と外国の省（州、県、大区、道など）、都市との間に築く友好・協力関係」とされている。また、中国国際友好都市連合会が友好都市交流業務の担当職員向けにHPで公開している「友好都市工作注意事項問答」（2007年）²⁰（以下、「注意事項問答」と言う。）によると、国際友好都市交流は、中国が実行した改革開放と経済建設の基本国策の産物であり、地方政府が展開する対外交流活動の重要な架け橋とされている。その目的としては、外国都市との理解および友情を深めること、国家全体の外交的な需要及び二国間関係の発展に力を合わせることで、双方の経済、科学技術、文化などの面における交流・協力を展開すること、社会の繁栄と進歩を促すこと、世界平和を維持することとされ、友好都市交流を行うには「積極的態度、確かな手順、友好第一、実績重視」の業務方針を貫くことが必要である、とされている。

¹⁹ 黒竜江省人民政府外事（僑務）弁公室HP「友好都市工作管理規定」：

<http://www.hljswb.gov.cn/newsshow.php?cid=33&id=412&lanmu=2>

²⁰ 中国国際友好都市連合会HP「友好城市工作须知問答」：<http://www.cifca.org.cn/Web/Details.aspx?id=970>

2 手続・方針

友好都市交流の業務は全国対外友協が管轄し、外交部（外務省）が指導するものとされ、各地方における業務は各省、自治区、直轄市の外事弁公室が所管することとなっている。具体的な締結の手続については、中央が統一して調整する管理モデルを実行することとなっており、各級の地方政府は外国と友好都市関係の締結をしたい場合は、1つ上位の地方政府の外事主管部門に書面で申請する必要がある、段階的に審査を受け、国家主管部門の最終的な承認を得てから正式に友好協定に調印することができる。申請をする際に必要な資料は、以下のとおりである。

- ① 外国の都市との友好都市提携を要求することについての報告書
- ② 友好都市提携に関する協定書（中国語、外国語）
- ③ 両都市の基本的概要
- ④ 両都市が友好都市提携を明確に同意することを表す文書（例：両都市政府首脳間の書簡、議会の議決、双方政府幹部あるいは代表者がサインした意向書）
- ⑤ これまでの交流状況の概要

また、注意事項問答によると、友好都市交流に関する方針として2つ以上の地方政府が外国の同じ都市と友好都市提携を結ぶことも可能としている。理由としては、外国の地方政府とは制度に大きな差があり、中国より地方政府の数自体が少ない国もあるため、中国のほかの地方政府と同じ都市との友好都市提携を結ぶことができない場合、国際友好交流の活動が遅れている中西部の地方政府に不利な影響が及ぶことが挙げられている。そのため、そのような需要があり、相手方にも制限がない場合は、2つ以上の地方政府が外国の同一都市との友好都市提携を結ぶことも可能とされている。

また、協定書には有効期限を設けることも推奨している。これは、様々な原因によって両都市間に解決し難い問題が発生した場合、あるいは一方が交流を継続することを望まない場合に、提携した友好都市関係を放置して名前だけの「友好都市」となるのを避けるためである。一般的に、相手方都市の理解と承認を得た上で協定書の有効期限を5年間とし、有効期限満了後、双方の希望によって友好都市関係を継続するか終了するかを決定するよう推奨されている。

また、以下の状況のいずれかに該当し、友好都市関係の継続が難しい、あるいは締結した協定書の手続を履行することができない場合、当該都市は友好都市関係の終了に関する申請をすることができる」とされている。

- ① 国家体制の変化、または地方行政区分の変更によって、友好都市交流の実施や提携した協定書の手続を履行することができない場合
- ② 大きな見解の相違やその他協議・解決できない原因によって、一方が友好都市関係の終了を明確に提出した場合、あるいは締結した友好協定書の手続を履行することができない場合
- ③ 友好協定書の有効期限が満了し、かつ一方が提携した友好都市関係の終了を主張した場合

3 地方政府における規定

ここでは1つの例として、浙江省における友好都市交流に関する手続を紹介する。浙江省では、「建立国際友好城市関係審批」²¹という規定で手続や条件等を定めている。また、浙江省のほかにも、いくつかの地方政府において HP 上で友好都市交流に関する規定を公開しているが、概ね同様である。

申請条件：

- ① 友好都市とは、我が省及び省所轄の 11 の地級市と我が国と正式に外交関係を結ぶ国家の地方政府、外国の省や都市との間の友好・協力関係のことを指す。
- ② 地級市の市轄区、県及びそれ以下の地方政府は外国と友好都市提携をすることはできない。
- ③ 友好都市間の基層機関（例：学校、病院、空港、港など）間では一般的に提携は推奨しない。確かな需要があれば、部署の管理権限に基づき、中央所管部門あるいは省外弁公室が審査する。

必要材料：

- ① 各級市政府の同意を経た外国の都市との友好都市提携を要求する伺い書
- ② 友好都市提携に関する協定書（中国語、外国語）（草案）
- ③ 両都市の基本的概要
- ④ 相手方政府（議会）の明確な同意を表明する文章（例：両都市政府首脳間の書簡、議会の議決、双方政府幹部あるいは代表者がサインした意向書）
- ⑤ これまでの交流状況の概要

手続手順：

- ① 地級市が外国との間で友好都市提携をする場合、省政府が審議をし、全国対外友協に報告し、外交部が承認する。
- ② 各市は外国の都市との締結を詳細に検討する際、先に全国対外友協と大使館（総領事館）の意見を得なければならない。一定期間の理解と交流を経て、条件が成熟したときに初めて提携することができる。敏感あるいは注目されている地区・国家と友好交流活動を展開する際、我が国の外交方針と国別関連政策を真摯に執行しなければならない。提携を検討する際、先に外交部と全国対外友協に伺いを立てなければならず、許可を経てから進行することができる。
- ③ 外国都市と友好都市提携を目的とした備忘録（意向書）を署名する場合、先に省外弁地区担当部署の同意を得なければならない。
- ④ 外国都市と署名をした協定書と備忘録（意向書）は、写しを省外弁地区担当部署に報告しなければならない。

²¹ 浙江省人民政府 HP「建立国际友好城市关系审批」：http://www.zj.gov.cn/art/2012/8/13/art_8682_81.html

4 友好都市と友好合作関係都市

中国における友好都市交流の定義や制度等について、実際に中国の地方政府で友好都市交流に関する業務を行った経験のある担当者への聞き取りを実施したところ、中国では友好都市のほか、友好合作関係都市²²という形式での交流も行っていることが分かった。これは、友好都市とは違い、全国対外友協や外交部などの中央への申請・承認が必要なく、地方政府の裁量で提携ができるものである。友好都市のような手続を踏まずに提携ができることから、近年ではこのような形式での交流が増えているとのことである。しかし、実際には友好都市として交流するか、友好合作関係都市として交流するかで交流内容に差はなく、地方自治体はその違いを認識していないこともあるようだ。

広東省深圳市では、市 HP²³においてその違いを以下のように説明している。

「もし我が市が国外の都市と友好都市提携を望む場合、厳格に手続を履行する必要があり、広東省政府の審査を経て、全国対外友協の承認と外交部の同意を経た後、ようやく友好都市の協定書に署名ができる。友好合作関係都市の流れは比較的簡単であり、両都市の経済・貿易、文化、科学技術、教育、観光等の方面で一定の相互補完性が存在し、更なる交流の強化を望む場合、両都市の深い討論を経た後、条件が成熟すれば、両都市政府の友好交流合作の備忘録の署名をもって、友好交流都市関係を築くことができる」

具体的な例として、山東省青島市は 1979 年に山口県下関市と友好都市提携を行っているが、その他にも友好合作関係都市²⁴として福岡市、徳島県鳴門市、神戸市、京都市と締結をしている。浙江省杭州市は、岐阜県岐阜市、福井県福井市、浜松市と友好都市提携を行っているが、その他にも友好交流関係都市²⁵として京都府向日市、埼玉県狭山市、島根県松江市、埼玉県上尾市、札幌市、山口県岩国市と締結をしている。

第3節 中国の友好都市交流の現状

1 友好都市の数

中国における友好都市交流は 1973 年の天津市と神戸市の提携から始まり、その後 1979 年に上海市とイタリアのミラノ市が 11 番目の友好都市提携に至るまでは、全て日本の地方自治体との間でしか友好都市交流は行われていなかった。その後、中国では対外開放や経済発展が進み、国際交流も大きく進展しており、中国国際友好都市連合会の統計²⁶によると、2018

²² 友好合作関係都市という呼称については地方によって異なるが、ここでは本呼称で統一する。

²³ 深圳市 HP : http://www.sz.gov.cn/rmzfwsgs/ywzsk_59278/swcs/201612/t20161219_5712216.htm

²⁴ 青島市 HP 「友好合作関係都市一覧表」:

<http://www.qdfao.gov.cn/n20946285/n20949838/n20953190/170418155035040838.html>

²⁵ 杭州市 HP 「友好交流関係都市」

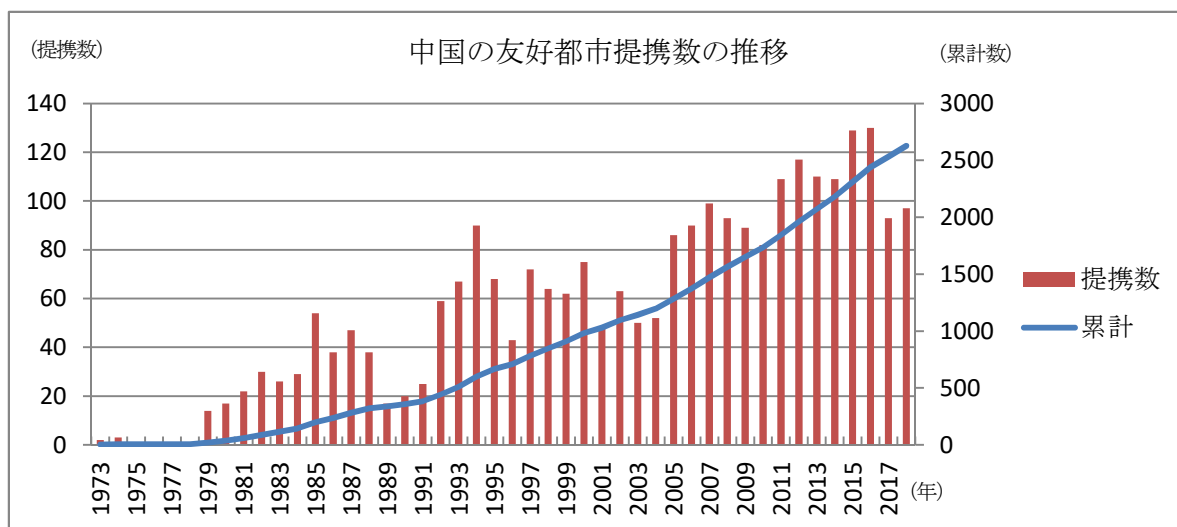
<http://www.hzfao.gov.cn/NewsDetail3.aspx?parentcategoryid=1553&categoryid=1884>

²⁶ 中国国際友好都市連合会 HP : <http://www.cifca.org.cn/Web/YouChengTongJi.aspx>

年 12 月末時点で 136 カ国との間で合計 2,629 件の友好都市提携を行っている。

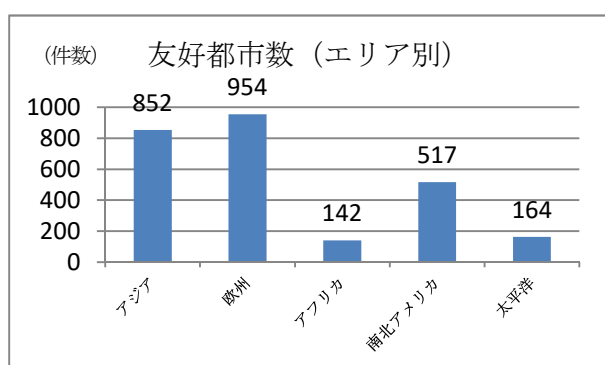
日本では近年、新規での友好都市提携数は減少傾向にあるが、中国は全体として増加傾向にあり、地方政府による国際交流への積極的な姿勢が窺える。エリア別に見ると、欧州の都市との友好都市提携数が 941 件と最も多い。しかし、各エリアの規模や国数、都市数に違いがあるため、欧州との交流が最も盛んとは一概には言えず、友好都市提携がある国別に見ると、アジア、欧州、アフリカはいずれも 30 カ国以上となっており、幅広い国との交流を行っていることが分かる。

図表 2－3

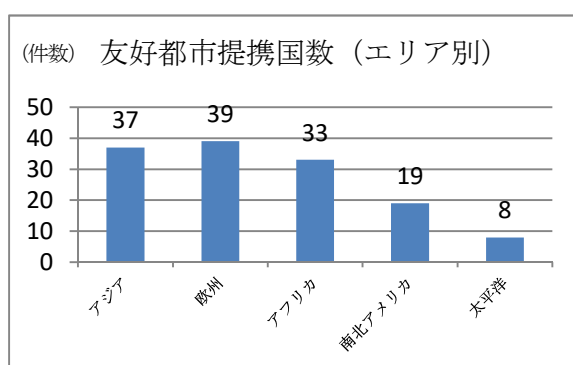


※中国国際友好都市連合会 HP 上の統計より筆者作成

図表 2－4



図表 2－5



※中国国際友好都市連合会 HP 上の統計より筆者作成

日本との友好都市提携数は 254 件で、アメリカに次いで 2 番目に多い数となっている（図表 2－6）。日本の 1 つの地方自治体とだけ締結するケースが多いが、省級政府を中心に 2 つ以上の地方自治体と提携している地方政府もある。例えば陝西省は、2010 年以降は毎年どこかの国の都市と新たな友好都市提携を結んでおり、日本とも 4 つの地方自治体（奈良県、京都市、香川県、愛媛県）と友好都市提携を結んでいる。

図表 2-6

国別友好都市数上位 5 カ国

順位	国別	省・州	都市	合計
1	アメリカ	50	227	277
2	日本	38	216	254
3	韓国	25	160	185
4	ロシア	28	113	141
5	オーストラリア	11	97	108

図表 2-7

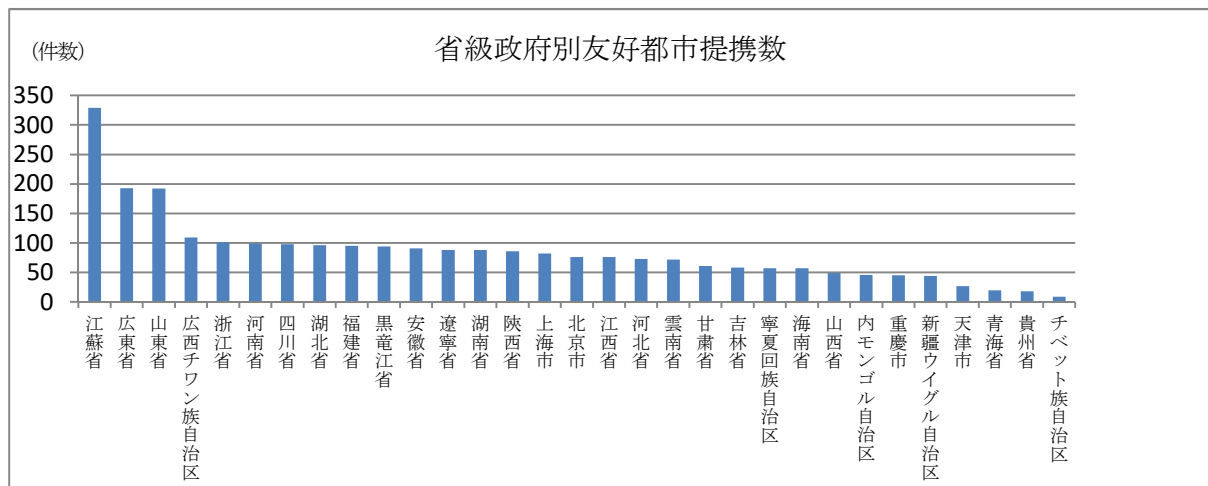
日本の地方自治体との友好都市提携数

提携数	省級政府	省級政府以外	合計
1 つ	10	140	150
2 つ	8	27	35
3 つ	5	5	10
4 つ	1	0	1
合計	24	172	196

※中国国際友好都市連合会 HP 上の統計より筆者作成

各省級政府別に外国都市との友好都市提携数を見ると、江蘇省が省内の地方政府もあわせると 300 件以上あり、国際交流に積極的であることが分かる。

図表 2-8



※中国国際友好都市連合会 HP 上の統計より筆者作成

なお、当協会で公表している中国との友好都市提携数は 364 件だが、中国国際友好都市連合会が公表している日本との友好都市提携数は 254 件となっており、大きな差がある。これは両国において友好都市の定義が異なることによるものであり、中国では上述した管理規定に則った厳格な手続を経たもののみが件数として計上されている。また、本章第 2 節第 4 項でも述べたとおり、中国では「友好合作関係都市」という形での交流があるが、日本における友好都市の条件（①両首長による提携書があること、②交流分野が特定のものに限られていないこと、③議会の承認を得ていること）を満たしていれば、中国にとっては「友好合作関係都市」であっても、「友好都市」としている地方自治体もあるため、数に差が生じていると考えられる。

2 中国国際友好都市大会

中国における友好都市交流の大きな行事として中国国際友好都市大会がある。この大会は、中国の国際友好都市間の交流を促進することを目的として、全国対外友協・中国国際友好都市

連合会・開催地地方政府の3者共催によって開催されている。第1回大会は2008年に北京市において開かれ、「調和の取れた世界：友情と協力、平和と発展」をメインテーマとして、国内外の参加者が国際友好都市の発展について発表と意見交換を行った。当時の習近平国家副主席をはじめとする中国政府首脳や地方政府の首長が出席したほか、海外からも多くの都市の首長が参加し、日本からは神戸市副市長や札幌市副市長、横浜市副市長、富山県入善町長、島根県松江市長、岐阜県高山市長など多くの地方自治体幹部が出席した。

その後は2年に一度開催されており、これまで上海市（2010年）、広東省広州市（2012年）、四川省成都市（2014年）、重慶市（2016年）、湖北省武漢市（2018年）で開催されている。第2回大会からは、モデル友好都市の表彰も行われており、第2回大会では静岡県、島根県、北九州市など24の地方自治体が受賞し、以降の大会においても毎回複数の地方自治体が表彰を受けている。

直近の2018年の大会では「発展機会の共有と互惠協力の深化」をテーマに、2018年11月15日から16日にかけて湖北省武漢市で開催された。世界57カ国からの招待者約330人も含め、700人以上の参加者が集う大規模な大会となり、開会の挨拶には王岐山国家副主席が登壇した。王岐山国家副主席は開会の挨拶において「政府は国内外の民間友好交流を多元的に支援する。中国の国際友好都市活動はすでに45年が経過し、今後も国内外の経済社会の発展を促進し、自国民と世界との相互理解と友情を更に深めていきたい。各都市にはそれぞれの特色や優位性があり、異なる問題に対しても、共に挑み、協力基盤を厚くすることによって明るい見通しが開けるだろう。『発展機会の共有と、互惠協力の深化』という大会のテーマのとおり、新時代に向けて都市間の交流を展開し、新たな活力を注ぐことを期待している」²⁷と述べた。国のトップクラスの要人が出席し、これまでの国際友好都市活動の成果を評価したうえで、これからの都市交流の全面的な支援を宣言したことからも、中国が国として都市交流を重視する姿勢が改めて分かる。

第4節 まとめ

中国の友好都市交流の特徴は、国が友好都市交流を対外開放政策の一環として推進していることである。また、国の外交方針や政策に合致することが求められ、国等による審査・承認を受ける必要があることから、各地方政府の方針だけで友好都市提携を結ぶことはできない。そのため、近年は国による審査・承認がない「友好合作関係都市」という形での交流をする地方政府が増えている。

また、中国国際友好都市大会のような世界数十カ国から友好都市の首長等を招く大規模な国際会議を開催するなど、中国では友好都市交流を重要な外交政策の1つとして位置づけている。今後は中国政府が力を入れている「一帯一路構想」²⁸に基づき、中央アジアやアフリカなど一帯一路

²⁷ 中国国際友好都市連合会 HP「国家副主席王岐山出席 2018 中国国際友好城市大会」
<http://www.cifca.org.cn/Web/Details.aspx?id=3629>

²⁸ 中国西部から中央アジアを経由してヨーロッパにつながるエリアと、中国沿岸部から東南アジア、アラビア半島の沿岸部、アフリカ東岸等を結ぶエリアで、インフラ整備を中心に沿線各国との地域経済統合を推進する構想。

沿線国との交流が盛んになっていくことが予測される。

第3章 友好都市交流の業務に携わる担当者へのインタビュー

この章では、現在実際に友好都市交流の業務に携わっている日中双方の担当者に行ったインタビュー結果について紹介する。より率直な意見を伺うため、氏名及び組織名は公表しないことを条件にインタビューを行い、日本は7つの地方自治体（全て都道府県レベル）、中国は4つの地方政府（省・副省級市・地方都市レベル）の各担当者からそれぞれ回答をいただいた。

日中の比較を行うために共通の質問を投げかけたほか、中国の地方政府に対してはさらに具体的な組織や業務運営についてもインタビューを行った。

第1節 日本の地方自治体における担当者の回答

Q1 日本の地方自治体にとって、友好都市交流の意義やメリットは何だと思いますか。

- ・歴史、伝統、文化、価値観などが異なる外国の地域と交流することにより、相手の地域の強みを吸収するとともに、新たな価値を創造し、地域を活性化することができる。海外との交流を通じて、ヒト、モノ、カネ、情報等がより集積しやすい地域（グローバルプラットフォーム）になることが国際交流の意義と考える。
- ・観光・物産等を通じた交流による経済効果や青少年交流等を通じた教育面でのメリットがある。
- ・国際交流の1つのきっかけ（入口）としての役割を果たしている。地方自治体が市民に対して異国・異文化との接点を提供することは、市民の国際理解向上、とりわけ次世代を担う若者の多様な価値観を育むことに大いに寄与する。
- ・先進的な行政運営のノウハウを吸収できること、青少年を姉妹提携先へ派遣して青少年育成に寄与すること、主に欧米都市から多文化共生社会づくりを学ぶこと。
- ・住民の国際理解の増進、友好先との人的ネットワークの構築、経済的結びつき。
- ・国際交流を通じた地域の活性化。ひいては地域経済の活性化につなげること。
- ・地方自治体、住民などの草の根レベルで海外と結びついていることが、国同士の友好や世界平和に結びつくと考えている。

Q2 中国との交流における課題は何だと思いますか。

- ・政治体制の違い、財政の厳しさ。また、相互のニーズを一致させるところ。
- ・双方にとって有益な交流を実施するための十分な協議が行えないことが多いこと。
- ・日中のパワーバランスの変化が顕著であり、地域間交流においてもこの流れに対応し、新たな交流・協力のフェーズに移行する段階にきている。
- ・国同士の関係悪化が地域間交流に悪影響を与えることが多分にある。
- ・日本人の中国に対するネガティブイメージ。特に国家関係が悪化すると、巷にネガティブな

情報が溢れ、それが日中交流を阻害する因子の1つになり得る。

- ・費用対効果。国際交流事業においても費用対効果を問われ始めている。
- ・政治体制の違い。
- ・一番の課題はやはり国民感情。地方自治体としては良い交流を行っているつもりだが、県民の中国に対する興味・理解が少なく、あまり取り上げてもらえないというジレンマがある。
- ・県内、県民における中国に対する印象の悪さ。
- ・中国トップの方針により交流機会が極端に増減すること。

Q 3 交流内容を検討するに当たり、どのような点を重視していますか。

- ・国によってその内容が変わり、ターゲットとする層によっても変わるため一概に言えない。最近では、スマートシティ、観光、文化芸術、環境エネルギーなど課題解決型のターゲットを絞った交流が増えている。
- ・経済交流を重視している傾向にあると感じる。経済面に限らず、双方にメリットがあり、継続的な交流が可能な分野があるかどうかについても重視している。
- ・交流内容については、相手と考えをすり合わせた上で検討しており、重視する分野についても相手や時勢によって様々である。
- ・どの分野であれ費用対効果が大きいと思われる交流を行いたいと考えている。
- ・どの分野においても継続可能かどうか。

Q 4 最近の中国では経済分野の協定締結に積極的な場合がありますが、そうしたオファーがあった場合どのように対応していますか。

- ・本県もターゲットを絞った WIN-WIN の交流を重要する傾向にあるため、考え方は同様だと思う。相互にニーズがある場合は結び、ニーズがなければ結ばない。
- ・介護分野など福祉関係や環境分野における交流について積極的なアプローチがあるが、まずは先方の希望を確認するように対応している。その上で交流の可否を判断。
- ・中国と日本ではビジネスに対するスピード感覚が全く異なる。どちらが正しいというわけではないが、日本側としては検討を重ねた上で答えを出すようにしている。
- ・こちらにも利益があるものであれば対応する。
- ・県内市町との姉妹都市提携のオファーはあるが、市町の判断に委ねている。

Q 5 市民レベルでの交流を実施している場合、参加した市民等からの反応はどうか。

- ・青少年交流を実施したが、相互にイメージを改善するなど良い傾向となった。
- ・サッカー大会に参加した小学生の感想では、ポジティブな感想が大半を占めていた。不快な思いをした等のネガティブなものはなかった。
- ・上海や北京など基本的に大都市の印象しかないが、思ったより楽しかった、料理がおいしか

- った、噂通りの大都会だったなど、概ね肯定的な意見が多い。マナーや衛生面など不満を持つ参加者の中にはいるが、全員が口々に自分で体験して初めて分かったと感想を述べている。
- ・概ね好意的。青少年交流では中国の近代的なビルや最先端技術に驚く声が聞かれた。

Q 6 中国との仕事の進め方で、良い点や見習いたい点、あるいは悪い点や改善してほしい点
はありますか。

- ・他国の業務の進め方について改善を望むことは難しいと思う。どこで妥協点を打つかを決めることが重要。
- ・カウンターパートが多く、積極的に交流の話を持ちかけてくれる点はよいと思う。改善が望まれる点は、トップダウンによるものと思われるが、事前に提供してもらえる情報量が少ないことや、直前の変更も多々あり、調整に苦慮することがある。
- ・無駄を省く姿勢やワークライフバランスが良い。また、チャットアプリの活用など古い風習にとらわれず、良いもの・便利なものを積極的に取り入れようとする中国の姿勢も良い。さらに、職員の質が高く、国際交流に対する熱意や専門性、語学力がある。反対に、スケジュール感の違いや直前でのキャンセル・変更の多発などの習慣の違いによりミスマッチが起こってしまう。
- ・改善してほしい点は、直前まで日程や出席者等の詳細が確定しないところ。
- ・訪問団の往来等について、スケジュールの調整が直前となることが多く、また変更が激しいため、対応に苦慮している。また、連絡にメールではなく WeChat を利用することが多く、こちらにも対応に苦慮している。

第2節 中国の地方政府における担当者の回答

Q 1 中国の地方政府にとって、友好都市交流の意義やメリットは何だと思われますか。

- ・1978 年から改革開放を進めて大いに発展した。外国との交流は国にとっても地方にとっても非常に大事。経済面だけでなく、国民の文化・教育など、いろんな面の質の向上を促進することができる。友好都市交流は省の全体の発展に非常に貢献できると考えている。
- ・田舎の地方都市にとっては海外交流のルートがない。友好都市交流をきっかけに海外との交流を進めたい。友好都市交流は長期的な交流であるため、通常的交流よりも成果を期待しやすい。同じ地方同士で、お互いの課題について意見交換等ができる。
- ・経済、貿易、文化、スポーツ、教育など多分野にわたる交流を行い、市民の国際社会への理解と認識を高めることや、都市の国際化レベルを上げること。また、海外の投資家を通じて都市全体の経済や社会の発展を推進すること等がメリットだと考える。

Q 2 日本との交流における課題は何だと思われますか。

- ・一番の課題は日中関係。以前冷え込んだときは実際に交流が少なくなった。
- ・日中関係が一番。お互いに補完しあう内容・目的があり、同じ方向で交流をしたいという意向があれば、少子高齢化や財政は問題ないと思う。
- ・日中関係が一番の課題であり、友好都市交流にも影響することがある。また、最近は日本側の交流予算が減少しており、中国との交流の需要も減少傾向にあると感じる。
- ・日中関係の影響は、昔の国交がなかった時代においては民間が主導してきたという経緯もあり、一概には言えないと思う。ただし、最近は日中関係が悪いために交流が減っていることも事実。
- ・日本では地方自治体の影響力が弱い。あまり地元企業の情報を把握できておらず、商工会議所などの方が企業情報に詳しい。

Q3 交流内容を検討するに当たり、どのような点を重視していますか。

- ・地方政府としては省全体の発展のためという至上命題があるため、一概には言えない。経済、文化、教育など全てが大事。ほかには大気汚染、水環境などの環境分野もある。
- ・やはり経済が一番。加えて教育の交流も多く行っており、外事弁公室主催ではなく、それぞれの学校で行っている。
- ・多分野の交流を実施しているが、その中でも経済交流を最も重視している。
- ・経済面が一番。文化と教育は定番の交流である。例えば現地でビジネスをしている華僑の方が交流に関係している場合は、経済分野の交流が多くなる。

Q4 最近の中国では経済分野の協定に積極的な印象がありますが、その理由やきっかけ等は何ですか。

- ・もちろん経済が一番重要だが、文化や人材などの交流も同じくらい大事な交流。
- ・経済分野は積極的に進めていると思う。国の発展のレベルによって変わると思う。中国は発展途上なので経済分野の協定を優先して積極的にしている。昔は地方政府の評価の中でGDPをどれくらい増やしたかどうかも見られていたため、経済分野に特に力が入っていた。
- ・どの地方政府も地元の発展が最も重要であり、友好都市交流のメリットを直接的に享受することができるのは、やはり経済交流だと考えているのではないか。
- ・中国における友好都市交流の目的は2つ、外交の補完と地域経済の活性化、またGDPの40%が輸出であるなど、昔から経済面が重視されてきた。

Q5 市民レベルでの交流について、参加した市民等からの反応はどうですか。

- ・市民交流に限らず、日本に旅行に行った市民からもだいたい良い反応が返ってくる。日本の民度の高さに感心しており、治安等の面でも心配している様子はない。逆に日本から来る市

民の方が治安面などで心配をしているのではないかと思います。

- ・交流のある都市に何度か団体を連れていったが、基本的に反応はすごくよかった。日本に来る前と来た後でイメージが変わり、メディアで聞いていたイメージじゃないと分かった。もう一点は最近の中国は発展しているので、日本に来てそこまで新鮮ではないらしい。先進国といえども、そこまで中国と差があるわけではなく、すごく期待をして日本に行くとそこまで変わらなかったという反応もある。
- ・学生交流プログラムに参加した学生たちは全員大満足で帰国し、彼らからはとても好評だった。
- ・逆に日本からの参加者が少ない。特に子ども達は、中国に対して空気が悪い、治安が悪い、食べ物が安全ではないといったイメージが（親を含めて）ある。

Q6 日本の仕事の進め方で、良い点や見習いたい点、あるいは悪い点や改善してほしい点がありますか。

- ・日本はだいぶ前から日程や席順などの詳細を詰めたがるが、こちらは直前まで分からないため、そこは理解していただきたいという思いはある。日程通りにやりたいのは同じだが決められないものが多すぎる。日本をはじめ先進国との交流は、時間を守り決められた日程で交流を行うイメージがある。
- ・日本人は細かい仕事ができ、自分がイヤな気持ちでも真面目に頑張る。事前に計画を決めて、一度決めたら変更をしない。担当者の感覚で言えば素晴らしいところであり、やりやすい。悪い点は柔軟性がないところ。おそらく責任を取りたくないからではないか。
- ・計画的で細かいところは良い点だが、それが過ぎると逆に悪い点でもある。
- ・良い点は予算の作り方だと思う。管理が厳しいけれど予算執行の進捗管理ができる。中国では10ヶ月くらい予算を使ってなくて残りの2ヶ月でどんどん使う、といったことがあり、市民に批判されることがある。

Q7 貴政府管轄内の地方政府で、日本の地方自治体と新規に交流したいという希望はありますか。

- ・実は、チャンスがあれば是非日本の地方自治体と交流したいという要望が多い。省内地方政府の意見として正直に言うと、やはりできれば大きな町、有名な地方自治体というのが望ましい。また可能であれば企業を仲介するなど、そういう経済的な結びつきがあればより成果のある交流ができる。0からスタートするのは難しいので、何かしらのご縁やきっかけがあるところと新規交流を行うのが理想。無理矢理結びつけてもうまくいかない。
- ・日本の地方自治体と新しく交流したいという希望は聞いたことがない。ほかの国の都市においてもなく、すでに7～8カ所と交流をしており、既存の都市と何を交流するのか決めるのも難しい。
- ・経済や貿易の分野で交流をしたいという要望はある。

Q 8 貴政府外事弁公室の体制について、可能な範囲で教えてください（職員数・対応可能な言語など）。

- ・外事弁公室には公務員の身分が 108 人。ほかに通訳センターには 30 数名など、ほかの外郭団体を合わせると 200 数名。対応可能な言語は、英語、日本語、フランス語、ドイツ語、ポルトガル語、イタリア語、ロシア語、韓国語など。大学でそれぞれの語学を専攻した者が担当している。
- ・対外友好協会を含めて 33 名。英語、日本語、韓国語、フランス語、ロシア語、ドイツ語を話せる人がいる。
- ・職員は 60 人程度で、日本語、韓国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語、ドイツ語に対応している。
- ・職員数は 30 人程度、日本語ができる人間は自分を含めて 4 人いるが、そのうち公務員は 2 人でほかの 2 人は外部から雇っている。その他、英語、ロシア語、韓国語ができる職員がいる。

Q 9 日本との交流にかかる予算はどの程度ありますか。また、他国と比べてどうですか。

- ・国別の予算はなく、部署全体の予算の中で交流費用を捻出している。例えば周年事業など大きな事業がある年は大まかな予算を立て、事前に財政部門に提出する。基本的に部署全体の予算は毎年ほぼ変わることはなく（＝通常予算）、それに突発的なイベント等の追加分（＝特別予算）をプラスするという形。例えば通常の訪問団が来ると言った費用は通常予算で見えるが、知事クラスの訪問団が来る場合は、特別予算を作る。この場合は 1 人当たりの食費や宿泊代に基準があり、かなり厳しくなっている。
- ・予算は国ごとに分けておらず、海外交流という枠で設けてある。海外出張の予算が一番多く、市の幹部が海外出張を予定している場合は、その専門の予算があったりする。最近では予算管理が厳しくなり、予算の枠を超えてはいけない。しかし、予算の枠の中でなにをやるかについては、当該年度に入ってから決めても問題無い。全体予算は毎年少しずつ減っている。
- ・国別ではなく全体で予算を管理していると思われる。
- ・予算は友好都市交流費用など具体的な分野ごとに分けてはいない。良い面は内部で調整がきくことだが、悪い面は予算管理の進捗管理ができないこと。使い切るときもあれば余ることもあるが、余った場合でもだいたい 3 年間は予算が使える。

Q 10 日本では 3 年程度で担当者が変わりますが、交流する上で支障となることがありますか。

- ・日本はよく業務が引継がれているので、仕事上は特に支障はない。ただ、担当者個人の性格の問題でやりにくさを感じることはある。

- ・大きな支障はないが、せっかく築いた信頼関係を再構築する必要がある。また、担当者によってやる気のある人、中国との交流への考え方も違う。中国は人脈と信頼関係が大事なので、海外側の担当者もやる気があれば中国側も頑張るが、そうでない場合は積極的に頑張れない。
- ・交流方針の連続性に影響があると考ええる。
- ・せっかく築いてきた信頼関係を再度構築する必要がある。担当者によって、熱意などに差がある。

Q 11 直前まで日程が決まらないなど変更が多い印象がありますが、どのように日程調整をしていますか。

- ・急に北京で会議があるなど、急用がよく発生する。中国は計画にはあまり拘らずに重要性によって確定していくというのが実態。担当者としては仕方がないとは思っているが、日程変更があると相手方に謝ったり説明したりする必要があるため、やはりストレスは感じる。
- ・中国社会全体として直前で変更することが多い。国内行事であれば同じ文化であるので問題ないが、海外交流の場合は変更にならないように必ず事前にトップに念を押すなど、極力変更にならないように調整している。変更することは当事者としては意図的に積極的に変更したいわけではなく、もっと大事なほかの予定が直前で変更になるためであり、変更したら失礼という認識は皆持っている。
- ・リーダーの都合によって日程調整しているが、中国は突発的な会議やイベントが多いため、決まらなかったり変更が生じたりすることがよくある。

第3節 まとめ

友好都市交流の意義やメリットについては、日中双方とも経済効果や青少年育成、住民の国際理解度向上など幅広い分野で意義やメリットがあるとの回答があった。また、交流内容を検討するに当たって重視することでは、中国側は経済交流を重視する傾向にあり、日本側は経済交流を重視しているものの、費用対効果という側面からも見ており、また、課題解決型の交流や継続性といった個別の内容ごとに判断している傾向にあった。

交流における課題としては、日中双方とも日中関係を上げる声が最も多かった。また、日本側は国民感情や費用対効果を上げる声もあった。

相手国との交流に参加した市民等からの反応については、日中双方ともポジティブなものであった。良い意味で事前のイメージと違ったという意見が多く、やはり相手国を実際に訪れることは良い影響があることが分かる。

行政における仕事の進め方においては、日本側は中国側に対して熱意や専門性、語学力などで高い評価をしているものの、直前まで物事が決まらず変更も多い仕事の進め方については対応に苦慮しているようである。一方の中国側は、日本側の細かい仕事の進め方を評価する一方で、細かすぎて柔軟性がない点を指摘している。

図表 3-1 日中双方のインタビューまとめ

日本	中国
Q1. 友好都市交流の意義やメリット	
青少年育成、多文化共生社会づくり、市民の国際理解向上、経済効果、先進的な行政運営のノウハウ吸収、国家間の友好や世界平和	経済面、住民の文化・教育など各方面の質の向上、海外交流のルート作り、市民の国際社会への理解・認識の向上、都市の国際化レベルの向上、都市全体の発展の推進
Q2. 中国との交流における課題	
政治体制の違い、日中関係の影響、国民感情、費用対効果、財政	日中関係、日本の交流予算の減少
Q3. 交流内容を検討するに当たって重視すること	
課題解決型のターゲットを絞った交流、経済交流、費用対効果、交流の継続性	経済交流を重視
Q4. 中国の地方政府が経済分野の協定締結に積極的なことについて	
相互にニーズがある場合は対応	経済が一番重要だが文化や人材などの交流も同様に重要、地元の発展が最も重要であるためやはり経済交流が重要
Q5. 相手国との交流に参加した市民等からの反応	
相互にイメージを改善するなど良い傾向。ポジティブな感想が大半を占める。自分で体験して初めて分かったとの反応。	良い反応、日本の民度の高さに感心しており、治安等の面でも心配している様子はない。日本に来る前と来た後でイメージが変わった。
Q6. 相手国の仕事の進め方における良い点また改善してほしい点	
○良い点 交流に積極的、無駄を省く姿勢、チャットアプリの活用、職員の質の高さ、国際交流に対する熱意や専門性、語学力 ○悪い点 スケジュール感の違いや直前でのキャンセル・変更の多発	○良い点 細かい仕事、仕事に対する真面目さ、計画性を持った仕事、予算の作り方 ○悪い点 柔軟性がない、計画的で細かすぎる点

第4章 日中の友好都市交流における課題と対策

第1章と第2章では日中の友好都市交流の現状等について紹介し、第3章では実際に友好都市交流を担当する職員にインタビューを行い、日中間の認識の相違を明らかにした。本章では、今後の日中の友好都市交流の拡大・深化を図るうえでの課題と対策を示す。

第1節 課題

1 日中関係の影響

(1) 国の方針

外国との都市間交流には国家間の関係が影響を及ぼす。日中関係が緊張状態にあった年には交流事業件数は減少しており、日中双方の友好都市交流の担当者へのインタビューにおいても、多くの担当者が日中の友好都市交流における課題として日中関係の影響を挙げていた。また、中国では地方政府における友好都市交流も国の外交方針に合致することが求められ、特に国の影響が強いと考えられる。

1972年の日中国交正常化後、1990年代前半にかけて両国間で友好の機運が高まっていた年代には、中国の中央政府や上級地方政府からの推薦・奨励により多くの友好都市提携が結ばれた。しかし、同年代に提携が結ばれた友好都市の中には現在ではあまり交流がないものもある。

日本では、中国のように国の影響はあまり受けないものの、国家間の関係が悪い場合、住民の相手国への印象も悪くなることから、交流事業に対する住民の理解や参加に影響が及ぶことが考えられる。

(2) 経済関係

友好都市交流が始まった頃と比べ、両国の経済関係が大きく変化したことも友好都市間のミスマッチをさらに拡大させている要因の1つである。中国では、1980年代の改革・解放以降の急激な経済発展により、各都市の経済は大きく成長し、今では経済規模で日本は中国に大きく差を付けられた。こうした友好都市間での経済規模の不均衡や産業構造の相違等が、特に中国の都市が望むような交流を行うことができない状況を作り出していると考えられる。

実際に、このミスマッチについて当協会に相談が寄せられることもある。人口約500万人の中国の中西部のある地方政府は、1990年代に日本の中国地方の地方自治体と友好都市提携を結んでおり、これまで青少年交流をはじめとした交流を続けてきたが、その地方政府から「相手の地方自治体の産業は農業が中心である。科学技術産業が中心の当市としては、科学技術分野が強い大都市とも交流したいため、そうした都市を紹介してほしい。」といった話があった。このほか、2000年代に北海道の地方自治体と友好都市提携を結んだある地方政府からは、「もっと多くの経済、科学技術、文化交流を行いたいため、ほかの地方自治体を

紹介してほしい」との相談が寄せられた。

2 住民の対中意識

第1章でも紹介したとおり、現在日本人の中で、中国に対して親しみを感じている人の割合は低い。親しみを感じている人の割合が低ければ低いほど、中国との友好交流事業に対しても住民の理解を得られない恐れがある。例えば、中国へ青少年を派遣しようとしても、「大気汚染や治安は大丈夫なのか」といった保護者の声が挙がり、参加者を集めにくいといった事例もある。友好都市交流をはじめ国際交流には住民参加型のものも多く、相手国へ親しみを感じる割合の低さは交流事業実施における足かせとなりかねない。

一方で、特定非営利活動法人「言論NPO」が2018年にとりまとめた「第14回日中共同世論調査」²⁹によると、中国人の日本に対して良い印象ないしどちらかというとも良い印象を持っている人の割合は、2017年の31.5%から42.2%に上昇するとともに、「悪い」は66.8%から56.1%に改善したという。日本に「良い」印象を持つ人の割合が4割を超えるのは、同NPOがこれまでに実施した14回の調査で初めてであり、「この傾向が続くと、来年の調査では「良い」が「悪い」を上回る可能性があります」と指摘している。また、同NPOの分析によると、中国人が観光等で日本を訪れて、実際に安全性や清潔度等を経験することで印象が改善しているとのことである。近年、訪日中国人観光客は増加し続けており、2018年は過去最高の約838万人となった。今後も多くの中国人が日本を訪問することで、日本への印象はさらに改善されることが期待でき、中国人の国民感情の改善に伴い、友好都市交流に限らず様々な分野での交流を求める機運が高まると考えられる。しかし、日本人の中国に対する親しみが低いままでは、その機運が高まらず、具体的な交流の実現に至らないことも考えられる。

3 交流目的の違い

日中双方で友好交流を行う目的の違いがあることも課題の1つである。

まず、中国の地方政府においては、第2章でも触れた「友好都市工作注意事項問答」³⁰によると、「国際友好都市交流は、中国が実行した改革開放と経済建設の基本国策の産物」とされており、経済交流を重視していることが分かる。また、当協会を取りまとめている「日本との姉妹交流を希望する海外の自治体：中国」³¹では、現在30の地方政府が日本の地方自治体と交流を希望しているが、ほぼ全ての地方政府が経済分野を希望交流内容に挙げている。さらに、第3章のインタビューにおいても、友好都市交流の意義やメリットは経済交流との答えが最も多かったところである。

次に、日本の地方自治体であるが、旧自治省が昭和62年3月に通知した「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」³²によると、「地方公共団体が、地域レベルの国際交

²⁹ 言論NPO「第14回日中共同世論調査」結果 <http://www.genron-npo.net/world/archives/7053.html>

³⁰ 中国国際友好都市連合会HP「友好城市工作須知問答」：<http://www.cifca.org.cn/Web/Details.aspx?id=970>

³¹ (一財)自治体国際化協会 <http://www.clair.or.jp/j/exchange/shimai/kibou-china.html>

³² 総務省HP「地方公共団体における国際交流のあり方に関する指針」

流を推進していく基本的な意義は、それによって世界に開かれた地域社会づくりを推進し、地域の活性化を図っていくことに位置づけられるべきである」とされている。また、国際交流事業の視点と目標に、以下の6つを挙げている。

- ① 住民の国際認識・理解を養成すること
- ② 地域イメージを国際レベルで高揚させること
- ③ 国際社会における地域アイデンティティを確立すること
- ④ これらを踏まえ、地域産業・経済の振興を図ること
- ⑤ 地域にとって必要な情報を収集・提供すること
- ⑥ 地域における行政主体として国際協力を行うこと

このとおり、日本の地方自治体においては、必ずしも経済に力点が置かれているわけではなく、多様な分野の交流を通して、住民の国際理解の増進や地域の活性化に役立てることを目的としていると言っていることができる。第3章のインタビューにおいても、同様の意見が多く見られたところである。

また、産業政策に対する考えに相違がある点も触れておきたい。

中国では、国や地方政府が金融機関や企業と一体となってインフラ等へ投資を行ったり、政府保証で資金調達を行い地域の経済活動に介入したり、歳入増加のために土地を利用して地域開発を急激に拡大するなど、積極的な経済活動を行っている³³。つまり、地元の経済発展を最重要課題として、地方政府主導で産業政策を推進しているのが特徴である。その1つとして、友好都市交流を介して海外からの企業誘致や投資を呼び込み、経済発展を図ろうとしている。

対して日本では、地方自治体が企業の経済活動に積極的に介入することは少ない。産業政策の有用性については多くの議論があるが、国や地方自治体の役割は、産業が自立的に成長できるよう環境や制度を整備することであるという意見が現在の主流となっている。つまり、経済発展は民間（市場）に任すべきであって、政府はあまり関わるべきではないという考え方であり、中国のように政府主導の経済活動は行われていない。

このような産業政策に対する考えの相違により、中国側は友好都市提携を結べば、その地方自治体内にある民間企業とも連携・協力ができるものと考えているが、日本の地方自治体は、民間企業に対して中国ほど大きな影響力を有しておらず、中国側の意向と一致しない場合もあり、友好都市交流の意義・目的についてギャップが生じている。

4 行政体制等の違い

(1) 組織体制の違い

中国の地方政府で友好都市交流を担当する外事弁公室の規模は、省級都市では100人から200人程度、地級市でも数十人程度である。職員はみな英語をはじめ語学に堪能であり、日本担当の職員も大学で日本語を専攻し、日本での留学や研修等の経験がある職員も多い。

http://59.80.44.98/www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b8.pdf

³³ 「行財政面からみた中央-地方関係」内藤二郎 2009/3

一方、日本の地方自治体で友好都市交流を担当する部署の規模は小さく、語学に堪能な職員も少ない。実際に、第1章で述べたように、中国の地方政府との新たな交流に関心がないと回答した1350の地方自治体のうち、695団体がその理由について「交流する体制（人員・言語）が整っていないから」と答えている。

（2）人事制度の違い

中国の地方政府では最初に配属された部署からほかの部署に異動することは少なく、外事弁公室の職員も長年にわたり、国際交流業務を担当している。一方、日本の地方自治体職員の多くは、およそ3年程度で異動することが多い。こうしたことから日中の担当者間で信頼関係の構築や交流事業の継続性などの点で認識の違いを指摘する声もある。

（3）業務の進め方の違い

中国では事業の詳細が直前に決定されたり変更されたりすることが多く、日本の地方自治体担当者からは準備を進めにくいとの指摘が多くあった。中国の地方政府担当者も直前まで詳細が決まらないことや変更が多い点は十分認識しており、相手方へ申し訳なく思っているとの意見もあった。

一方、日本の地方自治体では、事業を実施する際には前年度の夏頃までに事業計画を立てて、予算要求を行い、予算の成立後によりやく着手するため、計画外の事業に対応することは困難である。中国の地方政府担当者からは、「日本の業務の進め方には柔軟性がないため、やりにくさを感じている」との指摘もある。例えば、中国側から開催日の2から3カ月ほど前に中国で開催する会議やセミナーへの招待があったとしても、渡航費などの経費が予算化されていないため、参加できないことが多い。

第2節 対策

日中の行政体制等の違いについては円滑な交流を行ううえで支障となることもあるが、どちらが良い悪いということではなく、双方とも相手国の業務の進め方を理解した上で、どうすれば交流の機会を増やし、継続的に発展させていくことができるかを考えることが重要である。本節では、前節で挙げた課題への対策について述べる。

1 交流機会の確保

これまで述べてきたとおり、日本人・中国人それぞれが相手国に対し良い印象を持っている割合は、日本人よりも中国人の方が高い状況にあるが、その要因の1つは訪日旅行の機会が増加し、中国人が日本に触れる機会が増えてきていることである。一方、2007年に398万人を

数えた訪中日本人旅行者は 2015 年には 250 万人にまで減少しており³⁴、中国とは逆の現象が生じている。日本人が中国において直接中国人と交流する機会が減少していることが、対中感情が改善しない要因の 1 つと考えられる。中国政府も人的交流と国民感情の関係性を指摘しており、中国の王毅國務委員兼外相は中国人の対日感情が改善する一方で日本人の対中感情が悪化したままであることについて言及し、「例えば学生の修学旅行のような形で日本人の訪中が増えると感情の改善に役立つのではないか」との考えを示した³⁵。国民間の交流を促進することで、訪日した中国人が日本に対する理解が増進したように、日本人も中国を肯定的に評価する動きが広まることが期待できる。そのことが、ひいては友好都市交流においても、住民の交流事業への理解と参画にも繋がるのではないだろうか。地方自治体は各地域の日中友好協会や国際交流協会と連携し、住民が実際に中国を訪れる機会を設けたり、中国の文化や歴史等に触れる機会を提供する必要があると考える。

現在多くの地方自治体は、青少年の文化交流やスポーツ交流に力を入れているが、こうした交流は両国間の友好意識の醸成に寄与するとともに、青少年が将来的な交流の担い手として活躍することも期待でき、引き続き推進していくべきである。しかし、地方自治体の中には、財政難等から中国への派遣や中国からの受入れといった直接的な交流の機会を提供することが難しくなりつつある地方自治体もあるだろう。そうした場合は、地方交付税措置が受けられる JET プログラムを活用して、中国人 JET による文化交流プログラムを実施したり、地方大学に留学している中国人学生と連携した交流会を開催するなど、財政負担が少ない交流を検討してはどうだろうか。また、現在はインターネットを活用したテレビ通話による交流も増えてきており、例えば奈良県大和高田市は、友好都市を締結した日にオーストラリアのリズモー市とテレビ電話を通じた交流を毎年行っている。中国との交流においても、携帯電話やパソコンを利用した交流を実施してみてもはどうだろうか。中国人 JET を活用した中国語による交流だけでなく、中国では英語教育が盛んで熱心であることを踏まえ、英語による交流も可能である。このように、地方自治体は費用をかけずに実施することができる交流を増やし、住民の中国への興味・関心を持つ機会を提供することに、もっと知恵を絞るべきではないだろうか。

2 情報発信の工夫

第 3 章で紹介したとおり、国民感情の改善は日中双方の担当者が指摘する重要な課題である。また、テレビや新聞、雑誌等のメディア等の影響により、相手国に対して否定的な印象を持っている住民が多いことを憂慮する声も多くあった。

中国駐在のある日本人記者によると、「中国社会の優れている点を記事にして本社に上げたとしても、実際に採用されるのは少ない」との話であった。また、「他国を褒める内容よりも、批判する内容の方が人は喜ぶ傾向にある」とのことである。視聴者や読者の興味を引くためには、内容が偏らざるを得ないというのが実態のようである。

³⁴ 中国旅游統計年鑑

³⁵ 2019 年 2 月 2 日 時事通信 「日本の対中感情改善が重要＝森外務審議官と会談－中国外相」
<https://www.google.co.jp/amp/s/www.jiji.com/amp/article%3fk=2019020200485&g=int>

住民の中国への理解や感情を少しでも改善するため、情報発信を工夫することも重要である
と考える。現在はホームページや SNS 等で簡単に情報発信することが可能であり、各地方自
治体も広報誌や広報番組といった従来の方法に加え、これらインターネットを活用した媒体で
の情報発信を強化していくべきである。

また、地方自治体による情報発信だけではなく、中国関連の事業やイベントの参加者に対し
ても、SNS 等での情報発信・拡散を依頼するなど、草の根レベルで中国の認知度を広げていく
取組も効果的であるとする。日本人だけではなく、留学生等の中国人にも SNS に投稿して
もらうことも良い方法である。投稿されたコメントや写真を見ることにより、住民の中国に対
する興味・関心が高まることが期待できる。

中国もメディアの事情は基本的に同様であり、日中関係の改善に伴い最近が増えてきている
ものの、一般的には日本に好意的な報道や記事を見かける機会は多くない。しかし、日本を訪
問した中国人観光客は SNS 等を使い、様々な体験を積極的に投稿し、友人や家族などに日本
の良い情報を発信している。観光庁の訪日外国人消費動向調査³⁶によると、中国人観光客が旅
行前に参考とする情報源として、最も多いのは SNS であった。ほかにも友人・家族の紹介や
個人ブログを挙げる人も多く、中国人は特に「口コミ」を重視する傾向にあることが分かる。
日本を訪問する中国人観光客が年々増加し、「日本ファン」が増えている背景に、SNS が果たし
ている効果は少なくないであろう。日本の地方自治体も個人からの情報発信を重視することで、
少しでも中国への理解・関心を持ってもらい、地域住民の感情改善に役立ててみてはどうだろ
うか。

3 おわりに

友好都市交流は、長年に渡って交流を継続していくものである。また、友好親善を主な目的
としていた頃と比べて、現在は実務上のメリットが強く求められるようになった。そのため、
友好都市提携にあたってはより慎重な検討や綿密な計画が必要になったと考えられる。

こうした中、今後の交流のあり方としては、正式な友好都市という形での交流にこだわらず、
協議書等に基づく交流や分野を限定した交流、期限を設けての交流など、地方自治体の状況に
合わせた多様な形式での交流を展開していくことも重要であるとする。第1章でも紹介した
長野県大町市、白馬村、小谷村の冬季スポーツを通じた友好交流の事例のように、地域の特性
を活かした交流によって、観光客を増やすなど経済的な成果を求める交流が始まっている。こ
のような特定の分野に限った交流は、提携のメリットや成果をアピールしやすいと考えられる。

また、1つの分野での交流がうまくいけば、それをきっかけとしてほかの分野の交流へと広
がっていく可能性もある。お互いに共通点のある分野、メリットのある分野があれば、その分
野から交流を開始して、成果が得られればさらにほかの分野の交流も検討するなど、1つ1つ
交流を推進していく形でよいのではないだろうか。

神戸市と天津市の友好交流締結から始まった日中間の友好都市交流がさらに深まり、活発化

³⁶ 観光庁 訪日外国人消費動向調査（平成 29 年における訪日外国人の消費動向【国籍・地域別】）
<http://120.52.51.19/www.mlit.go.jp/common/001230776.pdf>

するためには、これまでに示してきた課題を克服するとともに、あらためて日本の地方自治体と中国の地方政府が友好都市交流のあり方を確認し、より良い交流方法を模索していくことが必要である。本稿がこれからの日本と中国の友好都市交流の発展の一助となれば幸いである。

【執筆担当者】

一般財団法人自治体国際化協会北京事務所

所長補佐 船井 英史 (鹿児島県派遣)

大西 佑宜 (愛媛県派遣)

柿村 健太郎 (福岡県派遣)

【監 修】

所長 北村 朋生

自治画第17号
平成元年2月14日

各都道府県・指定都市国際交流担当部局長 殿

自治大臣官房企画室長

地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について

国際社会における我が国の役割が増大し、社会・経済全般にわたって国際化が進展したことに伴い、地域レベルにおける国際交流も進展し、地方公共団体における国際交流施策も多様化してきている。

しかしながら、多くの地方公共団体におけるこうした施策には、まだ模索の段階のものも少なくないと考えられ、今後地域レベルでの国際交流を一層推進していくためには、地域における国際交流を推進するための大綱を策定し、総合的かつ計画的に地域の国際交流施策を推進していく必要がある。

このような認識のもとに、各都道府県及び指定都市における地域国際交流推進大綱の策定に資するため、別紙のとおり地域国際交流推進大綱の策定に関する指針を作成したので通知する。

なお、地域国際交流推進大綱を作成した場合には、自治省に3部送付されたい。

(別紙)

地域国際交流推進大綱の策定に関する指針

I 大綱策定に当たっての総括的な留意事項

- 1 大綱を策定する意義は、地域の総合的かつ計画的な国際交流施策の推進に資すること及びその趣旨を地域住民に浸透させることによる啓発効果にあると考えられるので、このことを踏まえて大綱を策定されたいこと。
- 2 策定に当たっては、区域内の市町村及び国際交流団体との調整等を行うとともに、地域住民の意見を聴く機会を設けることが望ましいと考えられること。
- 3 大綱は、地域の実情に応じた構成及び内容とされたいこと。なお、大綱を策定する際の参考に資するため、「Ⅱ 大綱の内容等について」を示していること。
- 4 大綱は、本来基本的な考え方を示せば足りるものと考えられるが、地域住民等にわかりやすいものとするため、可能な限り具体性を持ったものとするのが望ましいと考えられること。その場合、策定時点から5年程度を大綱の目標期間とすること。
- 5 「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針について（昭和62年3月17日付け自治画第37号）」、「国際交流のまちづくりのための指針について（昭和63年7月1日付け自治画第97号）」等を十分参考にすること。
- 6 国際交流に関する既存の計画がある場合には、この指針の趣旨に即した検討を行った上で当該計画を大綱として位置付けることも可能であること。
- 7 自治省は、今後、大綱に盛り込まれた諸施策を中心に必要な支援策を講ずるものであること。
- 8 大綱は策定後速やかに公表し、関係機関、地域住民等への浸透を図ること。

II 大綱の内容等について

1 地域における国際交流の意義と目的

近年、交通・通信手段の急速な発達に伴い、人、物及び情報の流れは地球的規模で行われるようになり国家間の相互依存が深まる一方、国際社会におけるわが国の役割も増大している。

こうした状況のもとで、かつて国家レベルの問題であった国際交流も全国の地方公共団体、民間団体、さらには住民一人一人のものとなり、地域レベルで取り組むべき課題となっている。

地域が国際交流を推進していく意義、目的は、一般的に次のような点にあると考えられるが、大綱においては、各地域における国際交流の意義と目的について、地域の特性を踏まえた記述とする。

(1) 地域アイデンティティの確立

国際交流により異なった背景を持つ地域との触れ合いをもつことにより、自分たちの地域の文化、社会、歴史が持つ長所、魅力等地域の良さを再認識することができる。

また、国際交流の相手地域から良い点を学ぶことにより、地域の文化、社会等をより豊かなものとするのが可能となる。

(2) 地域の活性化

国際交流を通じ地域住民が異なった言語、生活、習慣、文化等を持つ人々と出会うことにより、自己の特性に目覚めると同時に、新しい発想をすることができるようになる。

そうした人々により、産業、経済、情報、文化等広範な分野で地域の活性化がもたらされることが期待される。

また、国際フェア等の開催、技術協力、外国企業の誘致等は、経済の活性化に寄与するものであると考えられる。

情報面では、海外と直接交流することによって最新の各種情報を得、流動する内外情勢に的確に反応することが可能となる。異文化との接触により、文化的にも地域の活性化がもたらされることが期待される。

(3) 地域住民の意識改革

地域住民が直接国際交流活動を行うことにより、世界の人々に貢献するという意識改革が進む。このことが日本社会の閉鎖性の解消、海外との摩擦・誤解の減少につながり、もって世界に開かれ世界に貢献する日本の実現に資することとなると考えられる。

(4) 相互理解の深化

地方公共団体、民間団体、個人の行う各種交流・協力事業が草の根レベルでの相互理解を深めることにより、国と国との関係を真に厚みのある関係とし、世界平和に貢献することが期待できる。

2 各活動主体の役割分担

(1) 地方公共団体

地方公共団体の役割としては、民間部門の国際交流を促進するための国際交流活動の場の提供、情報の収集・提供及び地域国際交流推進大綱等地域の国際化に関する計画の作成等のほか、民間部門では実施できない国際化施策を行うことが考えられる。

役割を例示すれば次のとおりであるが、大綱策定に当たっては、地域の特性、国際化の進捗状況等を踏まえた記述とする。

(例)

地域の国際化に関する計画の作成、国際化に対応しうる人材の育成、JETの受け入れ等海外からの人材招致、研修員受入れ等技術協力事業の推進、国際交流施設等の整備、庁舎・道路等公共施設での外国語表示の推進、姉妹都市の締

結、市町村等からの各種相談に対する指導、地域内の市町村及び民間国際交流組織等との連絡調整、民間国際交流組織の育成・支援、（財）自治体国際化協会の活用等

なお、都道府県においては、市町村とも調整の上、都道府県と市町村の役割分担を可能な限り各項目ごとに整理する。

（２）地域国際化協会（中核的民間国際交流組織）

地域レベルの国際交流においては、民間部門が積極的に活動することが望まれる。このため、各地域の国際交流の中核となる民間組織（いわゆる地域国際化協会）が、地域における国際交流活動の中心となって主体的・創造的な活動を行うとともに、民間団体、住民等との連絡調整を行うことが望ましい。

役割を例示すれば次のとおりであるが、大綱においては地域国際化協会を明示し、その役割及び活動内容について記述する。

（例）

国際交流情報の収集及び地域への提供、各種民間交流組織との連絡・調整及び同組織が行う事業への支援、生活情報の提供等在住外国人に対する支援事業、宿舍のあっせん等留学生に対する支援事業、国際交流会館等の運営、各種国際交流・協力事業の企画・推進、ボランティアの育成及び組織化、民間資金の中核的受け皿としての役割等

（３）民間団体、住民

真の意味で地域が国際化するためには、地域における国際交流の本来の担い手である民間団体、住民が国際交流に積極的に関与することが必要である。

役割を例示すれば次のとおりであるが、大綱においては可能な範囲内で個別の団体ごとにその役割及び活動内容を記載するとともに、民間団体、住民に対して期待する事項についても記述する。

（例）

国際交流団体に対する出資及び寄付、ホームステイ、ホームビジット等外国人の積極的受け入れ、身元引き受け・宿舍の提供等留学生に対する支援、国際交流・協力に関するボランティア活動への参加、地方公共団体等が行う各種国際交流事業に対する支援及び参加等

３ 国際交流推進体制の整備

（１）地方公共団体内部

現在多くの地方公共団体において、国際交流を所管する部課が設置されているが、国際交流は教育委員会も含めた多くの部局の施策分野の関連する総合的な政策領域があるので、国際交流についての諸課題を協議する場として、国際交流担当部課を中心とする庁内連絡協議会を設置する等連絡調整体制を整える必要がある。

なお、都道府県においては、市町村との協議、連絡ネットワークを構築することも必要である。

また、地域住民、有識者等から国際交流施策に関する意見、提言を聴く場としての研究会、懇談会等の設置についても検討する必要がある。

さらに、外国人に対する情報提供窓口の設置についても検討する必要がある。独立した窓口の設置が望ましいが、困難な場合には、外国人登録窓口等にインフォメーション機能をもたせて対応することも考えられる。

以上を踏まえ、大綱においては国際交流に対する現在の体制、将来の体制整備の方向等を記述する。

（２）民間

現在、国際交流事業を推進していく上でも、また、将来的に民間部門主導型の体制を整備していく上でも、地域国際化協会を中心として、国際交流を行う各種団体、通訳・ホームステイ等のボランティアを組織化し、育成していくことが必要である。大

綱においては、これらを組織化、育成するための方策等を記述する。

(3) 関係機関の連絡・協力体制の整備

地域における国際交流施策を総合的なものとし、政府、地方公共団体、各種国際交流団体を含めた連絡協力体制を整備する必要がある。大綱においては、地方公共団体、地域国際化協会を中心とした体制整備の方策等を記述する。

4 人材の育成・確保

(1) 地域リーダーの育成

地域における国際交流を推進していくため最も重要なものは、それを担う人材である。

このため、民間における国際交流事業の中核となる青少年・婦人リーダー、青年会議所、ロータリークラブ等を、各種の国際交流事業に幅広く参画させ、あるいは、研修の機会を提供する等により、地域リーダー層の育成・確保を図る必要がある。

なお、その際、民間国際交流団体の職員の育成についても留意する必要がある。

大綱においては、人材を育成するための方策、活用方法等について記述する。

(2) 地方公共団体の職員の育成

国際交流は比較的新しい行政分野であり、国際感覚が豊かで実務の処理能力を備えた職員を確保することが、地方公共団体の国際交流事業を効果的に実施していく上で、不可欠である。

このため、各地方公共団体において、語学や国際交流のための研修を行うとともに、長期、短期の海外研修、海外派遣、留学等の活用も検討すべきである。

さらに、都道府県においては区域内の市長村職員の研修会等を実施するとともに、自治大学の国際交流研修コース、国際協力事業団の国際協力実務者研修等も活用することが望ましい。

大綱においては、研修等の目的、内容等について記述する。

5 語学指導等を行う外国青年招致事業

わが国における外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流の進展を図ることを通じて、わが国と諸外国との相互理解を増進し、もってわが国の国際化の促進に資することを目的として実施されている事業であり、各地域においてはこの事業を積極的に活用するとともに、受け入れ体制の一層の整備を図ることが望まれる。

なお、招致した青年を配慮するに当たっては、その能力が十分に活用されるよう配慮する必要がある。

大綱においては、招致した外国青年の受入れ体制、活用及び配置の考え方等について、教育委員会と十分調整を行った上で記述する。

6 国際交流施設等の整備

(1) 国際交流施設

地域における国際交流活動の核となる施設として、国際交流センター、コンベンション施設、国際見本市会場等の基幹的施設を必要に応じて整備していくことが必要である。

その際、効率的に機能しうるよう他の施設との連携に配慮するとともに、運営面での工夫もこらし、地域づくりの一環として整備することが重要である。

また、新設するだけでなく、既存の施設を国際交流機能に着目して改築、改善することも検討する必要がある。

こうした施設の整備に当たっては、まちづくり特別対策事業、リーディング・プロジェクト（国際都市整備）等の活用を検討することが適当である。

大綱においては、既存の国際交流施設の利活用及び今後の国際交流施設の整備方針、整備計画等について記述する。

(2) その他の公共施設の整備

国際交流を推進していくためには、これからの地域づくり、まちづくりの中に国際交流という視点を導入することが必要である。また、空港、港湾、高速交通網等の交通体系、留学生、研修生等の外国人滞在者を受け入れるための宿泊施設等の整備も必要である。

これらの施設は、国や民間部門が整備すべきものもあり、また、国際交流の推進という観点からのみ整備すればよいものではないが、大綱のなかにおいてはこうした施設の国際化に対応した整備方針やそのあり方等を示して、地域ぐるみで国際交流を推進していくことが望まれる。

7 外国人が活動しやすいまちづくり

地域社会において外国人の立場にたって、外国人にとっても暮らしやすく、活動しやすく、親しみやすいまちづくりを進めることは、地域社会の開放性を高め、活性化していくことにつながる。

具体的にはおおむね次のような施策が考えられるが、大綱においてはその事業内容等を記述する。

なお、これらの実施に当っては、国際交流のまち推進プロジェクトの活用を検討することが適当である。

(1) 交流機会の提供

外国人が地域住民の中にとけこみ、地域の文化、風俗等に対する理解を深める機会を提供するため、地域の祭り、イベント等への在住外国人の招待、在住外国人との懇談会、交流会の開催といった施策が必要である。

(2) 情報提供・相談機能の充実

生活情報、緊急時の情報等在住外国人にとって最低限必要な情報は、インフォメーションセンターの設置や、外国語で表示された生活ガイドブック等の作成・配布により提供するべきである。

また、外国語表示された当該地域の地図も、外国人が活動する際には極めて重要なものである。

(3) 公共サインの外国語表示

外国人が目的地に容易に到達することができるよう、標識や案内板等の外国語表示を進めることが望ましい。その際、標識等の掲示場所と表示方法を十分検討し、わかりやすい表示とすることが必要である。

8 各種交流施策の実施

地域における交流施策については、おおむね次のようなものが考えられるが、大綱においては、こうした事業についてその事業内容等を記述する。

なお、「語学指導等を行う外国青年招致事業」により招致した外国青年、主として国際交流員を各種の国際交流活動に従事させ、活用することを検討する必要がある。

(1) 住民の啓発につながる交流

地域における国際交流を推進していくためには、広く住民に対しても啓発活動を行う必要がある。

このため、住民に対する十分な情報提供、国際理解のため講座の開設、外国人滞在者・研修生・留学生との交流機会の設定等が有効である。

(2) 姉妹・友好団体との交流

姉妹友好提携は、地域における国際交流の典型的な手法の一つである。

この場合、儀礼的な交流にとどまらず、人的交流、文化交流、さらには、技術・経済交流へとその内容を深めていき活性化を図ることが重要である。

姉妹提携には、相互理解や国際親善の増進、地域の振興・活性化、さらには国際社会の平和と繁栄への貢献といったことが期待される。

なお、姉妹提携の相手方の選定に当たっては、互いの地域特性に十分留意する必要があるが、近隣諸地域との提携も有意義である。

大綱においては、姉妹都市交流の実態とその目的、評価とともに今後の方向等について記述する。

(3) 文化・スポーツ交流

国際シンポジウム・セミナー等、美術展・コンサート・演劇等、国際スポーツ親善行事等の開催及び諸外国で行われるこうした行事への住民の派遣等この分野の交流は、地方公共団体にとって取り組みやすい分野であるとともに、市民が主役となって直接相手方の住民と触れあうことができるものである。

異文化との接触による触発、地域文化の再認識、地域アイデンティティの確立、スポーツの向上、さらには相互の理解及び国際感覚を深める上で大きな効果を有する。

また、こうした交流が、経済交流等の継続的な発展の基礎となることが期待される。

(4) 技術・学术交流

国レベルの国際交流・協力では十分に対応できない分野、また、きめの細かい対応が必要とされている分野において、海外技術研修員等の受け入れ、技術専門家の派遣等による開発途上国に対する技術協力、さらには国際緊急援助隊への参加等について、政府機関との連携・協力を含めて、適切な対応措置を講じていく必要がある。

また、各地域における大学等の高等教育機関、研究機関が各々の特色を生かした国際交流を行うとともに、国際的な学術会議等を誘致することも地域の国際化にとって有効である。

(5) 産業・経済交流

産業・経済交流の分野は、地域の産業、経済の国際化を促進し、地域の振興に直接結びつく分野であるので、積極的な取組みが望まれる。

経済交流使節団の派遣、受入れ等による人的交流、経済情報の交換、さらには国際見本市の開催、外資系企業の誘致等により、地域産業・経済の活性化が図られることとなる。

この分野の交流は、多くの場合民間部門で行われることとなるが、地域産業界が共同で行う事業で、地方公共団体が関与することにより事業が円滑に推進され、地域の振興に結びつくものについては、地方公共団体としても必要な範囲内において支援することが可能である。

9 留学生に対する施策

いわゆる留学生問題は、一義的には国や大学の問題であると考えられるが、各地域においては、現に留学生や外国人労働者等が当該地域に居住しているという事実を出発点として、これらの人々の地域社会への円滑な受け入れのため、必要な施策を講じていくことが要請されている。

また、留学生の受け入れが少ない地域においては、国際交流の場を拡大する観点から、留学生の増加を誘導するための施策を講ずることも考えられる。

以上を踏まえ、大綱においては、必要に応じ留学生等に対する基本的な施策等について記述する。

地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針

昭和62年3月

自治省

地方公共団体においては、近年、姉妹都市提携その他の方策によって国際交流が活発化し、施策も多様化してきている。

しかしながら、この分野における地方公共団体の経験は、他の施策領域に比べて概して浅く、多くの地方公共団体においては、施策を重ねている段階にあるといえる。一方で、国際社会における我が国の役割は増大し、我が国の社会・経済全般にわたって国際化が進展したことに伴い、地方公共団体による国際交流を、質・量ともに向上することが求められている。

このような認識の下に、当面地方公共団体が、国際交流施策を策定し、展開することに資するため、本指針を提示するものである。

1 地方公共団体による国際交流の意義

1 国際化の進展と地方公共団体

現在、国際交流は転機を迎えており、従来の経済・政治的側面を中心とした国際交流から視野の広い、多様な交流が求められるに至っている。地域住民、民間団体、学術研究機関、企業そして地方公共団体を担い手とする地域レベルの国際交流は、新しい手法と発想の下に独自の分野を開くものであり、特に人的交流、文化交流、地域経済交流の面で、地域のニーズと創意に基づき、新しい展開をもたらすことが期待されている。

この地域レベルの国際交流の本来望まれる担い手は、民間部門である。しかし、この地域レベルの国際交流が急務とされ、その活発な展開が求められている現在、地域における総合経営主体である地方公共団体が当面先導的役割を果たしていく必要がある。

2 地方公共団体が行う国際交流事業の意義

地方公共団体が、地域レベルの国際交流を推進していく基本的な意義は、それによって世界に開かれた地域社会づくりを推進し、地域の活性化を図っていくことに位置づけられるべきである。このため、地域の特性を生かしながら、国際交流事業を推進して、住民の国際認識と国際理解を喚起し、国際社会における地域アイデンティティを確立して地域産業・経済を振興することを主眼とするべきである。

3 地方公共団体が行う国際交流事業の視点と目標

地方公共団体が行う国際交流事業の視点としては、①住民の国際認識・理解を養成すること、②地域イメージを国際レベルで高揚させること、③国際社会における地域アイデンティティを確立すること、④これらを踏まえ、地域産業・経済の振興を図ること、⑤地域にとって必要な情報を収集・提供すること、⑥地域における行政主体として国際協力を行うこと等が挙げられる。これらを主たる目標として国際交流事業を進める必要

がある。

また、事業の実施に当たっては、地方行財政の現状にもかんがみ、効果的・効率的実施に努める必要がある。

II 国際交流推進のための基盤づくり

地方公共団体が国際交流事業を推進していくためには基盤づくりが必須であり、財政状況を勘案しつつ、以下の側面について整備を進めていく必要がある。

1 地方公共団体における推進体制の整備

(1) 庁内推進体制の整備

ア. 近年、都道府県・指定都市で国際交流を専門的に所管する部課が設置されている例が少なくないが、このような体制整備を行い、国際交流推進のための施策を策定し、展開する機能を強化する必要がある。このため、的確な国際認識、語学力、プロトコールの知識等を備えた、適切な人材を養成して配置するとともに、国際感覚を持った職員を幅広く育成していくことが望まれる。

イ. また、国際交流は総合的な施策領域であり、教育委員会をも含め多くの部局の施策分野に関連する場合が多く、総合調整を行う必要がある。国際交流に関する諸課題を協議する場として、国際交流担当組織が中心となる庁内連絡協議会等を設置する等により、連絡調整体制を整えることも必要である。

(2) 公・民協力体制の整備

地域レベルの国際交流の本来望まれる主体は、民間部門である。従って、地方公共団体が国際交流施策を展開し、事業を推進していく場合には、民間部門の各主体の幅広い参加と協力を得て、公・民協働協力体制を確立することが、地域レベルの国際交流を成功に導く鍵となる。このため、地方公共団体としては、国際交流事業の計画・方針の策定及び実施に際し、民間部門の意見を十分に取り入れ、また、第3セクターや基金を有効に活用して公・民協力体制を整備していく必要がある。

2 人材の育成確保

(1) 国際交流担当職員の養成

国際交流担当職員の養成に当たっては、各団体において、語学や国際理解のための研修を行うとともに、自治大学校等中央における研修を活用することが望まれる。また、留学、長期にわたるものを含む海外研修、海外派遣等の活用も検討すべきである。

(2) 民間の人材の育成及び住民の啓発

地域ぐるみの国際交流を推進していくうえで、民間部門の各担い手の幅広い参加と協力を得るためには、民間の人材の育成及び住民の啓発が必須である。国際感覚を備えた人材を育成するため、昭和62年度から実施される語学指導等を行う外国青年招致事業の活用等により、現在の外国語教育及び国際理解のための教育を充実させる必要がある。

また、住民啓発の場を確保するため、住民に対して十分な情報を提供するとともに、国際理解のための講座の開設、外国人滞在者、研修生、留学生との交流等の機会を設けることが有効である。

さらに、民間における国際交流事業の中核となる青少年・婦人リーダー、青年会議所、ロータリークラブ等との連携・協力を行いながら事業を展開することにより、住民リーダー層を育む必要がある。

3 国際交流のための施設基盤づくり

国際交流活動を円滑に進めていくため、既存施設の有効利用を図るとともに、ハード面の整備が必要な場合は、国際交流センター、コンベンション施設、国際見本市会場等国際交流活動の中心となる基幹的施設の整備につき、まちづくり特別対策事業や本年度より実施されているリーディング・プロジェクト（国際都市整備）の活用を検討するのが適当である。

4 民間の推進体制の整備

地域レベルの国際交流の推進については、当面は、情報、組織、人材、資金等の面から、地方公共団体が先導的機能を果たしていくことが期待されているが、地域住民、民間団体、学術研究機関、企業を主たる担い手とする民間部門主導型に将来像を求めるべきである。地方公共団体が国際交流事業を推進していく上で、民間の担い手を支援・助成し、国際交流活動を行う各種団体を組織化して、選択、ホーム・ステイ等のボランティアを育成することが肝要である。

III 国際交流施策の展開

地方公共団体は、国際交流推進のための基盤づくりに努めながら、地域特性を生かして国際交流施策を展開していくことが必要となる。その具体的な展開方策としては、当面以下のものが考えられるが、財政状況を勘案しつつ、地域の実情に照らして、適切なものを実施していく必要がある。

1 地方公共団体が主体となる国際交流施策の推進と民間における国際交流活動への支援・助成

(1) 姉妹・友好団体等との交流

姉妹友好提携は、地域レベルの国際交流の典型的な手法の一つであり、これを有効に活用するため、職員の交換派遣、派遣職員の受入れ、留学、学生・生徒・教員の交流、文化交流展の開催、フェアの開催等実体的な交流活動を行うことにより、その活性化を図る。

また、国際交流の相手方の選定に当たっては、互いの地域特性に十分留意する必要がある。この場合において、近隣諸地域との交流も有効な方法である。

(2) 住民の国際感覚、国際認識の醸成

住民の国際感覚、国際認識の醸成を図るため、国際理解のための住民講座の開催、国際理解のための広報紙の発行等を検討する。また、国際関係資料、図書の整備等を行う。

(3) 国際教育の推進

国際化時代に対応できる人材を育成するため、学校教育、社会教育の両面において外国語教育及び国際理解のための教育の充実を図る。昭和62年度から実施される語学指導等を行う外国青年招致事業の積極的な活用を図るべきである。

(4) 教育交流の推進

日本語教師の派遣、開発途上国からの教員の招致や研修生・留学生の受入れにより教育面での交流を推進する。

(5) 文化・学術交流の推進

文化交流の推進を図るため、美術展、コンサート、演劇等の開催を促進する。また、学術交流の推進を図るため、国際学術会議等の誘致を行うとともに、これを支援し、さらに、学術交流団体に対し支援等を行う。

(6) 青少年交流の推進

国際交流の推進により、国際感覚を持ち、郷土愛に優れた青少年を育成する見地から青少年の海外への派遣と外国青少年の受入れを推進する。

(7) スポーツ交流の推進

国際大会、国際スポーツ親善行事への住民の派遣等によりスポーツ交流を推進する。

(8) 国際交流行事の開催、誘致等

地域の活性化に資するため、国際シンポジウム、セミナー等を開催するとともに、国際的な交流行事の誘致・開催を図る。

(9) 国際機関を通じた地方公共団体間交流の推進

I U L A（国際地方自治体連合）、E R O P A（行政に関するアジア・太平洋地域機関）等国際地域機関への協力を通じ、地方公共団体間の交流の拡大を図る。

(10) 国際協力の推進

国レベルの国際協力では十分に対応できない分野、また、きめの細かい対応が必要とされている分野において国際協力を推進するため、海外技術研修員等の受入れ、技術専門家の派遣等による開発途上国に対する技術協力、海外からの研修員・留学生対策に対する協力、国際消防救助隊への参加等については適切な対応措置を講じていく。

(11) 住民ボランティアの育成

国際交流を円滑に進めるため、外国の青少年、研修員、留学生等のためのホーム・ステイ制度、ホーム・ビジット制度の充実を図るとともに、通訳ボランティア・システムを整備する。

(12) 民間国際交流団体・企業への支援・協力

民間の国際交流機関である国際交流協会等を中心とした円滑な交流活動の推進を図るとともに、同協会等の活動に協力する。また、民間からの資金助成を受け入れ、地域の国際交流活動の共通の財源を確保するため、基金の活用を検討する。

企業の国際交流活動を円滑に進めるため、外国人研修員受入れに対する協力措置を講じる。

2 地域産業・地域経済の国際化に対する対応

地域産業・地域経済の活性化のためには、国際化が重要な要素となるに至っており、国際化に対応しうよう、ハード面、ソフト面双方の整備を図る必要がある。

(1) 地域産業基盤の整備

地域産業の国際化を図るため、既存施設の有効利用を図るとともに、ハード面の整備が必要な場合は、国際交流センター、コンベンション施設、国際見本市会場等国际交流活動の中心となる基幹的施設の整備につき、まちづくり特別対策事業や本年度より実施されているリーディング・プロジェクト（国際都市整備）の活用を検討するのが適当である。

(2) 国際地域経済交流、地域産業の国際化の推進

経済交流使節団等の派遣・受入れ等による人的交流及び経済情報の交換、さらには外資系企業の誘致等により、地域産業・地域経済の活性化を図るとともに、都市のイメージ・アップを図る。

(3) 国際観光の振興

国際的に通用する観光資源を開発するとともに、外国人向けの観光ルートづくり、外国人を受け入れることができる宿泊施設の誘致整備を行う。

インフォメーション・センターの充実、外国語による観光情報、資料の整備により、外国人が親しみやすい観光地づくりを推進する。

3 国際化に対応した地域づくり

(1) 外国人にとって暮らしやすい地域づくり

外国人滞在者・訪問者の増加に伴い、外国人にとって暮らしやすい地域づくりの必要性が増加しているため、地域によっては、主要公共施設、交通機関、道路等については外国語による案内板等を設置するとともに、地域計画策定の際にも外国人に対する配慮を行い、国際的に開かれた地域づくりを推進する。

(2) 国際化に対応したサービス・システムの整備

外国語の堪能な職員の配慮等窓口サービスの充実、住宅・教育・医療等の生活相談サービスの実施、外国人向け広報資料の作成等行政情報提供体制の整備など必要な措置を講じる。

外国人滞在者がかなりの人数に達している地域においては、外国人滞在者の組織に対し、情報誌作成に対する援助等必要な支援を行う。

また、住民と外国人滞在者との交流を深めるため、懇談会等を開催する。

さらに、外国人滞在者を支援するため、ボランティア活用の体制づくりを進める。

(3) 帰国子女教育体制の整備

海外経験を蓄積した帰国子女が、その経験を地域社会の中で生かせるよう、教育体制生活相談体制等の整備を進める。